

官報

号外

平成二十六年五月二十九日

○第百八十六回 衆議院會議録 第二十八号

平成二十六年五月二十九日(木曜日)

議事日程 第二十一号

平成二十六年五月二十九日

午後一時開議

- 第一 放送法の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)
- 第二 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 建設業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第五 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第六 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 放送法の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)
- 日程第二 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 建設業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第四 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第五 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第六 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより會議を開きます。

日程第一 放送法の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)

日程第二 放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、原口一博君外三名提出、放送法の一部を改正する法律案、日程第二、内閣提出、放送法及び電波法の一部を改正する法律案、以上二案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長高木陽介君。

放送法の一部を改正する法律案及び同報告書
放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(高木陽介君登壇)

○高木陽介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、原口一博君外三名提出の放送法の一部を改正する法律案は、国民の知る権利、公共放送の自主性、自律性を守るため、日本放送協会の役員人事の透明性、中立性を確保する観点等から、見直しを行うものであります。

次に、内閣提出の放送法及び電波法の一部を改正する法律案は、近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持ち株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするものであります。

放送法の一部改正案は去る五月十五日に、放送法及び電波法の一部改正案は十九日に、それぞれ本委員会に付託されました。

両案は、翌二十日新藤総務大臣及び提出者原口一博君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、二十二日に質疑に入り、二十七日には参考人から意見聴取を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決をいたしましたところ、原口一博君外三名提出の放送法の一部改正案は賛成少数をもって否決すべきものと決し、内閣提出の放送法及び電波法の一部改正案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の放送法及び電波法の一部改正案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、これより採決を行います。

まず、日程第一、原口一博君外三名提出、放送法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立少数。したがって、本案は否決をされました。(発言する者あり) 静粛に願います。

次に、日程第二、内閣提出、放送法及び電波法の一部を改正する法律案につき採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第三 建設業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(伊吹文明君) 次の日程に移ります。

日程第三、建設業法等の一部を改正する法律案

日程第四、建築基準法の一部を改正する法律案

日程第五、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

建設業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔梶山弘志君登壇〕

○梶山弘志君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、建設業法等の一部を改正する法律案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工を確保するため、許可に係る業種区分に解体工事業を追加するとともに、暴力団排除条項を整備するほか、公共工事の入札契約適正化の柱にダンピング受注の防止を追加する

等の措置を講じようとするものであります。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案は、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の措置を講じようとするものであります。

両案は、参議院先議に係るもので、去る五月十九日本委員会に付託され、二十一日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑に入り、二十七日、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

次に、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、ダンピング受注の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月四日本委員会に付託され、五月二十七日、藤本参議院国土交通委員長から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 委員長の報告のありました三案を一括して採決をいたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、三案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第六 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第六、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長江崎鐵磨君。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔江崎鐵磨君登壇〕

○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受け入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、クルーズ船の外国人乗客及び一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続を円滑化するための措置等を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十一日日本委員会に付託され、二十三日谷垣第一法務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十八日、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、衆議院規則の一部を改正する規則案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、日程は追加されました。

衆議院規則の一部を改正する規則案(議院運営委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 衆議院規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長逢沢一郎君。

衆議院規則の一部を改正する規則案

〔本号末尾に掲載〕

〔逢沢一郎君登壇〕

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました衆議院規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正は、内閣人事局の設置に伴い、総務委員会の所管事項中「人事院の所管に属する事項」を内閣委員会の所管事項に改めるものであります。

なお、施行日は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日であります。

本規則案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出をいたしました。

何とぞ議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがって、本案は可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

出席國務大臣

総務大臣 新藤 義孝君
法務大臣 谷垣 禎一君
国土交通大臣 太田 昭宏君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路法等の一部を改正する法律

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
司法試験法の一部を改正する法律

一、昨二十八日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成二十四年度特別会計予算予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)

(報告書及び文書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十五年交通安全事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十六年交通安全施策に関する計画」の報告

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十五年食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十六年食料・農業・農村施策」についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 木内 均君 補欠 門 博文君

田所 嘉徳君 鬼木 誠君

長坂 康正君 青山 周平君

西銘恒三郎君 比嘉奈津美君

湯川 一行君 助田 重義君

渡辺 喜美君 佐藤 正夫君

助田 重義君 八木 哲也君

門 博文君 木内 均君

青山 周平君 長坂 康正君

鬼木 誠君 田所 嘉徳君

比嘉奈津美君 西銘恒三郎君

八木 哲也君 湯川 一行君

佐藤 正夫君 渡辺 喜美君

文部科学委員 辞任 宮本 岳志君 補欠 志位 和夫君

農林水産委員 辞任 武部 新君 補欠 勝沼 栄明君

中川 郁子君 鬼木 誠君

堀井 学君 青山 周平君

国土交通委員 辞任 長坂 康正君 補欠 清水 誠一君

務台 俊介君 菅野さちこ君

菅野さちこ君 務台 俊介君

清水 誠一君 長坂 康正君

予算委員 辞任 志位 和夫君 補欠 宮本 岳志君

一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 吉川 昶君 補欠 白須賀貴樹君

白須賀貴樹君 吉川 昶君

法務委員 辞任 菅家 一郎君 補欠 青山 周平君

小島 敏文君 新開 裕司君

椎名 毅君 井出 庸生君

青山 周平君 辻 清人君

新開 裕司君 小島 敏文君

井出 庸生君 菅家 一郎君

財務金融委員 辞任 鈴木 克昌君 補欠 村上 史好君

村上 史好君 鈴木 克昌君

厚生労働委員 辞任 田畑 裕明君 補欠 中谷 真一君

高橋ひなこ君 橋本 英教君

豊田真由子君 宮崎 政久君

中谷 真一君 田畑 裕明君

橋本 英教君 高橋ひなこ君

宮崎 政久君 豊田真由子君

經濟産業委員

辭任

補欠

石崎 徹君
越智 隆雄君
菅原 一秀君
伊東 信久君
國場幸之助君
岩田 和親君
菅野さちこ君
菅野 隆雄君
石崎 徹君
菅原 一秀君
伊東 信久君
上西小百合君

辭任

補欠

うえの賢一郎君
越智 隆雄君
大島 理森君
菅原 一秀君
蘭浦健太郎君
中山 泰秀君
西川 公也君
船田 元君
保岡 興治君
山本 幸三君
山本 有二君
篠原 孝君
坂本祐之輔君
重徳 和彦君
杉田 水脈君
西野 弘一君
伊佐 進一君
濱地 雅一君
佐藤 正夫君
柿沢 未途君
宮本 岳志君
畑 浩治君
鬼木 誠君
門山 宏哲君
木内 均君

工藤 彰三君
熊田 裕通君
築 和生君
福田 昭夫君
小沢 鋭仁君
小宮山泰子君
大岡 敏孝君
金子 恵美君
島田 佳和君
星野 剛士君
青木 愛君
白石 徹君
宮内 秀樹君
山田 賢司君
玉城デニー君
高木 宏壽君
高橋ひなこ君
瀬戸 隆一君
鈴木 克昌君
菅原 一秀君
保岡 興治君
山本 有二君
山本 幸三君
蘭浦健太郎君
うえの賢一郎君
中山 泰秀君
大島 理森君
越智 隆雄君
船田 元君
篠原 孝君
坂本祐之輔君
西野 弘一君
重徳 和彦君
杉田 水脈君
伊佐 進一君
濱地 雅一君
佐藤 正夫君
柿沢 未途君
宮本 岳志君
畑 浩治君

田畑 毅君
星野 剛士君
金子 恵美君
寺島 義幸君
岩永 裕貴君
青木 愛君
山田 賢司君
白石 徹君
中谷 真一君
宮内 秀樹君
玉城デニー君
高木 宏壽君
高橋ひなこ君
瀬戸 隆一君
鈴木 克昌君
菅原 一秀君
保岡 興治君
山本 有二君
山本 幸三君
蘭浦健太郎君
うえの賢一郎君
中山 泰秀君
大島 理森君
越智 隆雄君
船田 元君
篠原 孝君
坂本祐之輔君
西野 弘一君
重徳 和彦君
杉田 水脈君
伊佐 進一君
濱地 雅一君
佐藤 正夫君
柿沢 未途君
宮本 岳志君
畑 浩治君

(特別委員辭任及び補欠選任)

一、去る二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員

辭任

補欠

中村 裕之君

秋元 司君

原子力問題調査特別委員

補欠

辭任

補欠

川田 隆君
中谷 真一君
宮内 秀樹君
玉城デニー君
高木 宏壽君
高橋ひなこ君
瀬戸 隆一君
鈴木 克昌君
菅原 一秀君
保岡 興治君
山本 有二君
山本 幸三君
蘭浦健太郎君
うえの賢一郎君
中山 泰秀君
大島 理森君
越智 隆雄君
船田 元君
篠原 孝君
坂本祐之輔君
西野 弘一君
重徳 和彦君
杉田 水脈君
伊佐 進一君
濱地 雅一君
佐藤 正夫君
柿沢 未途君
宮本 岳志君
畑 浩治君

一、去る二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興特別委員

辭任

補欠

林 宙紀君
椎名 毅君
林 宙紀君

一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七九号) 内閣委員会 付託

一、昨二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(内閣提出第四八号) 厚生労働委員会 付託

(議案送付)
一、去る二十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

アレルギー疾患対策基本法案
過労死等防止対策推進法案
国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案

一、去る二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

少年院法案
少年鑑別所法案

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)(承諾を求めるの件)(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

紛争時における在外邦人の国外脱出に関する質問主意書(辻元清美君提出)

正社員雇用増大のための中小企業の社会保険料負担軽減に関する質問主意書(中根康浩君提出)

一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する質問主意書(大熊利昭君提出)

中国軍機の自衛隊機への異常接近に関する質問主意書(小池政就君提出)

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出日豪EPAに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問に対する答弁書

平成二十六年五月十六日提出
質問 第一六三号

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問主意書
提出者 鈴木 貴子

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問主意書
昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行ってきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘置の執行停止と再審開始を決定した。右「政府答弁書」(内閣衆質一八六第一五〇号)は、はじめ過去の関連答弁書を踏まえ、質問する。

一 袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続けてきたが、今回袴田事件の再審が決定したこと、身柄が釈放された。右に対する政府の見解、更には一人の国民の自由がこのように長期間奪われ続けてきたことに対する安倍晋三内閣総理

大臣の率直な見解を求めたところ、過去の答弁書では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えた」との答弁が繰り返されてきた。右の答弁内容を決めたのは、安倍総理「自身の判断であるのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「法務省刑事局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである」との答弁がなされている。右の決裁に関わった者の官職氏名を全て挙げられた。

二 袴田氏の弁護団、支援者は、袴田氏が逮捕された当時、時に一日十時間以上の長時間に渡る取調べを受け、しかもその際に、警察官により棍棒で殴られる等の熾烈な暴力にさらされた」と訴えている。右の経緯につき、政府、特に法務省、検察庁として調査をしているか。調査結果云々は問うことはしないところ、調査をしているか否かのみ、明らかにされたいとの質問に対し、過去の答弁書では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えた」とされてきた。調査をしたか否かだけを明らかにすることすらできないのはなぜか。それを明らかにすることにより、再審請求審係属中の刑事事件にどのような影響が出るのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「裁判所に予断を与える」とされている。政府として、調査の有無を明らかにすることを公にすることが、なぜ裁判所に予断を与えることになるのかと考えるのか説明されたい。

三 今回の即時抗告を最終的に判断し、決定した者は誰であるのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「御指摘の即時抗告については、静岡地方検察庁検察官により行われた」とされているが、当方は、即時抗告の事務的手続きを行った者を問うていない。即時抗告を行うと

いう判断に最終的責任を負う者は誰であったのかを明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一八六第一六三号
平成二十六年五月二十七日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一五〇号。以下「前回答弁書」という。)一についてでお答えしたとおりであり、お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二 について
先の質問主意書(平成二十六年四月十六日提出質問第一二五号)三においてお尋ねの「右の経緯につき、政府、特に法務省、検察庁として調査をしているか。」について公にすることは、現在再審請求審係属中の事件における公表してない捜査機関等の活動内容を裁判所に推知させることとなるため、裁判所に予断を与えるものと考えます。

三 について
お尋ねの「最終的責任を負う者」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでないが、前回答弁書四についてでお答えしたとおり、御指摘の即時抗告は、静岡地方検察庁検察官により行われたものと承知している。

平成二十六年五月十六日提出
質問 第一六 四号

日豪EPAに関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

日豪EPAに関する第三回質問主意書

本年四月七日、安倍晋三内閣総理大臣とオーストラリアのアボット首相との会談により、両国間で進められてきた日豪EPAの締結が大筋で合意されたと報じられている。右「前々回答弁書」(内閣衆質一八六第一二〇号)並びに「前回回答弁書」(内閣衆質一八六第一四一号)を踏まえ、再度質問する。

一 日豪EPAにより、今後農業をはじめとする一次産業を含め、我が国の産業、経済全体にどのような効果が生じるのか、都道府県別に明確な数字を示したうえでの説明を求めたところ、「前々回答弁書」では「お尋ねの『我が国の産業、経済全体にどのような効果が生じるのか』については、政府としては、日豪EPAが両国間の貿易及び投資の促進に寄与すると考えているが、お尋ねの『効果が具体的に何を指すのか』が必ずしも明らかではない」とされている。右を受け、日豪EPAにより具体的に我が国のGDPをどれほど押し上げる効果が得られるのか、政府が行っている試算額を問うたところ、「前回回答弁書」では「政府としては、今般大筋合意に達した我が国とオーストラリアとの経済連携協定(以下「日豪EPA」という。)が、両国間の貿易及び投資の促進に寄与すると考えているが、今後日豪EPAが我が国のGDPの増大に与える効果については、景気や為替の変動等の要因による各国との貿易及び投資の状況の変化等に影響されるものであることから、具体的にお答えすることは困難である」との答弁がなされている。それでは政府として、どのような具体的な確信をもって、「日豪EPAが両国間の貿易及び投資の促進に寄与する」と主張しているのか、その根拠を示されたい。

二 「前回回答弁書」でいう「景気や為替の変動等の要因による各国との貿易及び投資の状況」に変化はないと仮定した場合、日豪EPAにより、我が国のGDPはどれほど増大することになるか、政府として試算を行っているか。

三 二〇〇六年に北海道庁が行った試算によると、日豪EPA締結により北海道経済は関連産業全てを含めて約一兆三千七百十六億円の損失を出し、農家戸数も二万一千戸減少すると見られている。更に、道内総生産も、一九九七年の北海道拓殖銀行の破綻時を上回る四、二%の減少を見せ、関連産業で四万七千人、離農する農家も含めると八万八千人の失業者が出て、道内完全失業率は八、五%になるとのことである。

「前回回答弁書」では、政府としてこの試算を承知しているとの答弁がなされている。政府としても、北海道が行ったような形で、具体的な数字を挙げた、日豪EPAによる我が国への影響を出すべきであると考えているが、それをしない、またはできないのはなぜか。

四 日豪EPAにより、我が国の産業、とりわけ一次産業、農業はどのようなマイナスの影響を受けるかという問いに対し、「前回回答弁書」では「政府としては、今回の日豪EPAの大筋合意の内容を前提とした具体的な試算は行っていないが、平成十八年に、農林水産省において、仮に日豪EPAにより豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響について、価格面で不利な国産農産物が豪州産の農産物に置き換わるという一定の仮定の下で、試算を行ったところである」とされている。政府として、今回大筋合意に至った内容を前提としての試算をいつごろまでに行い、国民に情報を開示する考えているのか説明されたい。

五 本年四月二十三日の北海道新聞記事によると、同月二十二日、農林水産省の諮問機関である食料・農業・農村政策審議会において、カオリベースで五十%とされている食料自給率の目標について、「過大な設定」であるとの認識が示されたとのことである。右について「前回回答弁書」では「現行の食料自給率目標等の検証についての議論が行われた」とある。右の「議論」の中でどのような意見が出されたのか、詳細に説明されたい。

六 また「前回回答弁書」では、「次期の基本計画における食料自給率の目標については、今後、当該企画部会の議論等を踏まえ、検討していく考えである」とされている。政府として、今後の議論によつては、現行の食料自給率の目標を変える可能性もあるということか。

七 平成三十二年度における食料自給率の目標を、供給熱量ベースで五十パーセント、生産額ベースで七十パーセントと定めた現行の目標に対し、政府としてどのような見解を有しているか。

八 日豪EPAにより、政府として我が国の食料自給率はどのように変わると推測しているのかとの問いに対し、「前々回答弁書」でも「前回回答弁書」でも、「国内の農業生産及び食料消費の状況や、景気や為替の変動等の要因による各国との貿易の状況の変化等に影響されるものであり、日豪EPAの締結のみによる食料自給率への影響を具体的に推計することは困難である」といった答弁がなされている。右で言う「国内の農業生産及び食料消費の状況や、景気や為替の変動等の要因による各国との貿易の状況」に変化はないと仮定した場合、日豪EPAにより、我が国の食料自給率にどのような変化が生じるか、政府として推計することは可能ではないのか。

九 これまで種々指摘したように、GDPにせよ食料自給率にせよ、今回大筋合意に至った日豪EPAによる我が国への影響について、政府は国民に十分な説明をしておらず、また説明する上で国民の理解を促す一助となる試算を行うという努力も足りていないのではないのか。右質問する。

上で国民の理解を促す一助となる試算を行うという努力も足りていないのではないのか。右質問する。

内閣衆質一八六第一六四号
平成二十六年五月二十七日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出日豪EPAに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木貴子君提出日豪EPAに関する第三回質問に対する答弁書

一 について
政府としては、今般大筋合意に達した我が国とオーストラリアとの経済連携協定(以下「日豪EPA」という。)は、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等の幅広い分野を含む高いレベルの包括的協定であることから、両国間の貿易及び投資の促進に寄与するものと考えている。

二 について
政府としては、御指摘の試算は行っていない。

三、四及び八について
先の答弁書(平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一四一号。以下「前回回答弁書」という。)三についてでお答えした平成十八年に農林水産省において行った試算は、あくまでも、平成十八年当時における日豪EPAについての議論の参考として、仮に日豪EPAにより豪州産農産物の関税が撤廃された場合の影響について、価格面で不利な国産農産物が豪州産の農産物に置き換わるといった一定の仮定の下で行ったものである。我が国の農林水産業及び食料自給率が国内の農林漁業生産及び食料消費の状況や、景気や為替の変動等の要因による各国との

貿易の状況の変化等に影響され、かつ、これらの状況の変化等を具体的に予測することが困難である中で、今回の日豪EPAの大筋合意の内容を前提とした我が国の農林水産業又は食料自給率への影響について、政府として、これらの状況に関する一定の仮定を置いた上で具体的に試算又は推計を行うことは、これらの状況の変化等によって将来の農林水産業の状況及び食料自給率が変わることが明らかであるにもかかわらず、これらについて無用な誤解を与えるおそれがあること等から、現時点で考えていない。

五について
お尋ねについては、農林水産省のホームページにおいて、「食料・農業・農村政策審議会企画部会(平成二十六年四月二十二日)議事概要」として公表している。

六について
お尋ねについては、前回答弁書五についてでお答えしたとおり、次期の食料・農業・農村基本計画における食料自給率の目標については、今後、食料・農業・農村政策審議会企画部会の議論等を踏まえ、検討していく考えである。

七について
現行の食料・農業・農村基本計画において、平成三十二年の食料自給率の目標として定めている供給熱量ベースで五十パーセント、生産額ベースで七十パーセントという数値については、我が国の持てる資源を全て投入した時に初めて可能となる高い目標として定めたものであり、政府としては、食料自給率の目標達成に向け、取り組んでいるところである。

九について
先の答弁書(平成二十六年四月二十二日内閣衆質一八六第一二〇号)及び前回答弁書においてお答えしたとおり、今後日豪EPAが我が国のGDPの増大に与える効果については、景気

や為替の変動等の要因による各国との貿易及び投資の状況の変化等に影響されるものであることから、具体的にお答えすることは困難であり、また、日豪EPAの締結のみによる食料自給率への影響は、食料自給率が国内の農業生産及び食料消費の状況や、景気や為替の変動等の要因による各国との貿易の状況の変化等に影響されることから、具体的に推計することは困難であるが、政府としては、日豪EPAの大筋合意について、国民の理解を深めるため、必要な情報の提供及び説明に努めてきているところである。

平成二十六年五月十六日提出
質 問 第一一六 五号

自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問主意書

二〇〇四年、海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」に勤務していた当時二十一歳の一等海士が自殺した事件(以下、「たちかぜ事件」という。)につき、本年四月二十三日、東京高等裁判所で二審判決が下された。東京高裁の鈴木健太裁判長は、一等海士の自殺と上司によるいじめの因果関係を認め、「上司が調査や適切な指導をしていれば、自殺は回避できた可能性がある」とし、国と上司の元二審に計四百四十万円の賠償を命じた一審横浜地裁判決を変更して、約七千三百万円の賠償を言い渡した。右の判決に対し、「前回答弁書(内閣衆質一八六第一四〇号)で政府、特に防衛省は、御指摘のいわゆる護衛艦「たちかぜ」乗員であった一等海士(当時の自殺事案(以下「本件事案」という。))の東京高等裁判所の判決(以下「東京高裁判決」という。)において、一等海士(当時の)の自殺について、二等海曹(当時の)の暴行及び恐喝並びに上司職員ら

の指導監督義務違反との間の相当因果関係が認められたこと、本件事案に関連して実施された艦内生活実態アンケートに対する各乗員の回答が記載されたアンケート用紙(以下「アンケート原本」という。)等に関する情報公開請求に対する文書の特定制業において、海上自衛隊横須賀地方総監部監察官(当時)及び護衛艦「たちかぜ」の艦長(当時)が、アンケート原本等を保存していたにもかかわらず、これらを特定せず隠匿した行為が違法であるというべきである旨指示されたこと等を重く受け止めており、再発防止に努めていく考えである。」との見解を示している。右を踏まえ、再質問する。

一 今回、遺族の主張が全面的に認められるに至った背景には、「たちかぜ事件」が起きた後に行われた、いじめ行為の有無について調査したアンケート(以下、「アンケート」とする。)の存在が、現職の三等海佐の内部告発によって明らかにされたことがある。右について「前回答弁書」では、「これまでの防衛省の調査では、不適切な文書管理が行われていたこと、アンケート原本に関する情報公開請求に対する不適切な対応があったこと、アンケート原本の存在を認識した担当者による報告の遅延があったこと等が、アンケート原本が平成二十四年六月二十日までの間不存在とされてきたことの原因であることが判明している。」とされている。右の「不適切な文書管理」、「アンケート原本に関する情報公開請求に対する不適切な対応」、「アンケート原本の存在を認識した担当者による報告の遅延」が生じたのはなぜか。誰の指示により、右の行為がなされたのか、官職氏名を明らかにしたい。

二 一方で指摘した行為がなされたことに對し、最終的な責任を負う者は誰か。それぞれにつき、官職氏名を明らかにしたうえで明確に答えられたい。

三 真実を指摘した三等海佐を懲戒免職にする動きが、現在防衛省内で出ているとの報道もあるが、右は事実か。事実なら、三等海佐が処分されるべき理由に何があるのか。勇気をもって「アンケート」の存在を指摘し、公平公正を追求しようとした三等海佐を処分することは理不尽であり、防衛省という組織の良心が疑われることになるのではないかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の報道については、承知していないが、防衛省としては、現在、関係者に対し、様々な角度から調査を実施しているところであり、判明した事実に基づき適切に対処する考えである。」との答弁がなされている。右の「関係者」に該当する者は誰か、また右の「調査」はいつまでをめぐに行われるのか、それぞれ明らかにされたい。

四 三の答弁には、「アンケート」の存在を指摘した三等海佐の処分を巡る種々報道について「承知していない」とされている。しかしその一方で、同日夜の記者会見において、河野克俊海上幕僚長は、三等海佐について「公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、処分するつもりはない」と述べていると承知する。三等海佐の件について「承知していない」とした「前回答弁書」の内容、また、そもそも前回質問主意書の内容を、河野海上幕僚長は承知していたのか。

五 閣議という重い手続きを経て決定された「前回答弁書」に、三等海佐に関する内容を何も述べず、その後の記者会見で明らかにするというのは、国民から選ばれた国会議員を軽視する行為であり、国民を軽視しているのではないのか。

六 三等海佐の処分について、なぜ「前回答弁書」で答弁せず、その後の記者会見の場で言及がなされたのか、その理由を説明されたい。

内閣衆質一八六第一六五号
平成二十六年五月二十七日

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

防衛省の調査によれば、先の答弁書（平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一四〇号以下「前回答弁書」という。）三について述べた「不適切な文書管理」、「アンケート原本に関する情報公開請求に対する不適切な対応」及び「アンケート原本の存在を認識した担当者による報告の遅延」は、指示に基づきなされたものではなく、関係職員において、行政文書の管理を適正に行うために必要な法令に関する知識が不足していたこと、情報公開業務の重要性に対する認識が十分でなかったことなどの理由により生じたものであることが明らかになっている。

二について

御指摘の点も含め、防衛省において、関係者の責任等について調査を行っているところであり、現時点でお尋ねにお答えすることは困難である。

三について

前回答弁書四及び五について述べたとおり、防衛省としては、現在、関係者に対し、様々な角度から調査を実施しているところであり、いずれのお尋ねについても、現時点でお答えすることは困難である。

四について

先の質問主意書（平成二十六年四月二十四日提出質問第一四〇号）及び前回答弁書の内容に

ついては、河野克俊海上幕僚長は承知している。

五及び六について

三等海佐の処分については、様々な角度から調査を実施してきたが、前回答弁書を内閣として決定した平成二十六年五月十三日の閣議後に三等海佐に対する調査が終了したことから、河野克俊海上幕僚長は同日の会見において、記者からの質問に応じ、三等海佐を処分する考えはない旨答えたものである。

放送法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十六年三月二十日

提出者

原口 一博 奥野総一郎
柿沢 未途 畑 浩治

賛成者

安住 淳外六十五名

放送法の一部を改正する法律

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 監査委員会（第四十二条 第四

十八条）」を「第四節 監査委員会（第四十二条 第

四十八条の二 会長指名委員会（第四十

八条の二 第四十八条の五）」に、「第九章 放送

番組センター（第百六十七条 第百七十三条）」を

「第九章 放送番組センター（第百六十七条 第百

七十三条の二 日本放送協会経営委員会委員候補

者選定委員会（第百七十三条の二 第百七十三条

の八）」に改める。

第十八条第一項第五号中「監査委員会」の下に

「会長指名委員会」を加える。

第二十九条第一項第一号中「第六十二条」を

「第六十二条第一項」に改め、同条第二項中「を委

員」の下に「又は会長」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号ロ、ハ（七）、タ（役員の報酬及び

退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する

準則に限る。）及びレに掲げる事項に係る議決

は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決

する。可否同数のときは、委員長が決する。

第三十条第一項中「委員十二人」の下に「及び会

長」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の

選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつ

て決する。可否同数のときは、委員長が決す

る。

第三十一条第三項第四号中「政党」を「政党その

他の政治団体」に改め、同条第四項中「五人」を「四

人」に、「政党」を「政党その他の政治団体」に改

め、同条に次の二項を加える。

5 総務大臣は、内閣総理大臣が委員を任命する

に当たり、その委員として任命すべき者の選定

に資するよう、委員の候補者を選定し、その名

簿を内閣総理大臣に提出するものとする。

6 総務大臣は、前項の規定による委員の候補者

の選定については、日本放送協会経営委員会委

員候補者選定委員会に諮問するものとする。

第三十六条第二項中「五人」を「四人」に、「政党

を「政党その他の政治団体」に、「四人」を「三人」に

改める。

第三十九条第四項を削り、同条第五項を同条第

四項とし、同条に次の一項を加える。

5 会長指名委員会が選定する会長指名委員は、

会長指名委員会の職務の執行の状況を経営委員

会に報告しなければならない。

第四十条の見出しを「議決の方法」に改め、同

条第二項中「の外、出席委員」を「のほか、出席者

」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条中「遅滞なく」を「総務省令で定める

期間内に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の議事録は、経営委員会における意思決

定に至る過程等を合理的に跡付け、又は検証す

ることができるよう、できる限り詳細に作成さ

なければならない。

第四十二条に次の一項を加える。

4 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半

数をもつて決する。可否同数のときは、委員長

が決する。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 会長指名委員会

（会長指名委員会の設置等）

第四十八条の二 協会に会長指名委員会を置く。

2 会長指名委員会は、会長指名委員三人以上を

もつて組織する。

3 会長指名委員は、経営委員会の委員の中か

ら、経営委員会が任命する。

4 会長指名委員の任命については、過半数が同

一の政党その他の政治団体に属する者となるこ

となつてはならない。

5 経営委員会は、会長指名委員のうち過半数が

同一の政党その他の政治団体に属することとな

つたときは、同一の政党その他の政治団体に属

する者が会長指名委員の数の半数（会長指名委

員の数が奇数である場合には、その二分の一の

数に生じた端数を切り捨てた数）になるよう

に、会長指名委員を罷免するものとする。

6 第三項の任命又は前項の罷免は、経営委員会

の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数

のときは、委員長が決する。

（会長指名委員会の権限）

第四十八条の三 会長指名委員会は、会長の任命

及び罷免に関する経営委員会の議案の内容を決

定する。

（会長指名委員会による情報の公表）

第四十八条の四 会長指名委員会は、あらかじめ

め、会長として任命すべき者の選定の基準及び

手続を定め、これを公表しなければならない。

2 会長指名委員会は、会長指名委員会の終了

後、会長の任命及び罷免を議事とする経営委員

会の日の前日までに、経営委員会の定めるところにより、会長指名委員会の議事の経過の要領及びその結果を記載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

(会長指名委員会への準用)

第四十八条の五 第四十七条及び第四十八条(第三項を除く。)の規定は、会長指名委員会について準用する。

第五十五条第一項中「監査委員」の下に、「会長指名委員を加え、」を「とき」に改め、同条第二項中「たえない」を「堪えない」に、「とき」を「ときに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の会長、監査委員又は会長指名委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。第六十二条中「義務」の下に、「役員は法令及び定款を遵守して協会のため忠実に職務を行う義務」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する役員は、協会の放送の不偏不党、真実及び自律に關し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために役員が遵守すべき事項が含まれるものとする。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会

(設置)

第一百七十三条の二 総務省に、日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会(以下この章において「選定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第一百七十三条の三 選定委員会は、第三十一条第六項の規定による総務大臣の諮問に應じ、経営委員会の委員の候補者の選定について調査審議する。

(組織)

第一百七十三条の四 選定委員会は、委員六人以内

をもつて組織する。

(委員の任命)

第一百七十三条の五 委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

(委員の任期等)

第一百七十三条の六 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第一百七十三条の七 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第一百七十三条の八 この法律に規定するもののほか、選定委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

「第九十一条第一項第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項、第四十八条の四第一項若しくは第二項に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に日本放送協会の経営委員会の委員(附則第四条において「経営委員」という。)である者に対するこの法律による改正後の放送法(次項において「新法」という。)第三十五条の規定による罷免に關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従

前の例による。

2 この法律の施行の際現に日本放送協会の会長、副会長及び理事である者に対する新法第五十四条の規定による罷免に關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に開かれた日本放送協会の経営委員会の議事録については、なお従前の例による。

4 前三項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(総務省設置法の一部改正)

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 電気通信紛争処理委員会(第十九条)」を「第四款 電気通信紛争処理委員会(第十九条)」を「第四款の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会(第十九条の二)」に改める。

(第十九条)

「第八條第二項中「電気通信紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」を「日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会」に改める。

第三章第二節第四款の次に次の一款を加える。

第四款の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会

第十九条の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会については、放送法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(検討)

第四條 経営委員の候補者の選定の在り方については、この法律の施行後一年以内を目途に、候補者の選定過程における公正性の適切な確保を図る観点から、この法律の施行の状況、通信及

び放送の分野における規律に關する事務の公正かつ中立な処理を確保するための法制の整備の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

第五条 政府は、この法律の施行後三年以内に、放送法第九十三条第一項第四号及び第二項に定める基幹放送の業務に係る認定の要件その他の表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするための制度の在り方について、放送の健全な発達を図り、国民にその効用をもたらすことを保障する観点から、新聞社、通信社その他の二ユース又は情報の頒布を業とする事業者と同法第二十三号に規定する基幹放送事業者との關係の在り方を含めて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

日本放送協会の経営委員会の委員及び会長の任命、経営委員会の運営並びに役員は、協会の放送の不偏不党、真実及び自律に關し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために役員が遵守すべき事項が含まれるものとする。

また、協会の放送の不偏不党、真実及び自律に關し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために役員が遵守すべき事項が含まれるものとする。

この法律の施行の際現に日本放送協会の会長、副会長及び理事である者に対する新法第五十四条の規定による罷免に關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に日本放送協会の会長、副会長及び理事である者に対する新法第五十四条の規定による罷免に關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

放送法の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)に關する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会の役員人

事の透明性・中立性を確保する観点等から、見直しを行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 日本放送協会の経営委員会については、これまでの委員十二人とともに、新たに会長を加えて組織することとし、経営委員会の議決は、原則として、会長も加わった形で出席者の過半数をもって決すること。
 - 2 経営委員会の委員の人事について、総務省内に第三者委員会を新設し、総務大臣から候補者選定を諮問すること。
 - 3 経営委員の資格について、同じ政党等に属してもよい人数を三人までに引き下げ、政党に限らず、政治団体の役員であつてはならないことを明記すること。
 - 4 経営委員会の議事録は、経営委員会の終了後、総務省令で定める期間内に、できる限り詳細に作成し、公表されなければならないこと。
 - 5 会長人事について、経営委員会内部に会長指名委員会を設置することや、選定基準等の作成及び公表義務を法定するとともに、経営委員会の定めるところにより、会長指名委員会の議事の経過の要領及びその結果を公表しなければならないこと。
 - 6 役員の服務に関する準則に含まれるべき事項として、法令遵守や不偏不党等に関する信頼確保を明記すること。
 - 7 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
 - 8 いわゆるクロスオーナーシップ規制について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 二 議案の否決理由
国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会の役員人事の透明

性・中立性を確保する観点等から、見直しを行う本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した。
右報告する。
平成二十六年五月二十七日
総務委員長 高木 陽介
衆議院議長 伊吹 文明殿

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二十六年三月十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

放送法及び電波法の一部を改正する法律
(放送法の一部改正)
第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 業務(第百六条―第百十六
条)」を「第三款 経営基盤強化計画の認定(第百
十六条の二―第百十六条の六)」に改める。
第二条中第二十九号を第三十号とし、第二十
八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八
号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。
二十七 「認定放送持株会社とは、第百五十
九条第一項の認定を受けた会社又は同項の
認定を受けて設立された会社をいう。
第二条に次の二号を加える。
三十一 「特定役員」とは、法人又は団体の役
員のうち、当該法人又は団体の業務の執行
に對し相当程度の影響力を有する者として
総務省令で定めるものをいう。
三十二 「支配関係」とは、次のいずれかに該
当する関係をいう。
イ 一の者及び当該一の者の子会社(第百
五十八条第一項に規定する子会社をい

う。その他当該一の者と総務省令で定め
る特別の関係にある者が有する法人又は
団体の議決権の数の当該法人又は団体の
議決権の総数に占める割合が十分の一以
上三分の一以下の範囲内で総務省令で定
める割合を超える場合における当該一の
者と当該法人又は団体の関係
ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法
人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者
の数の当該他の法人又は団体の特定役員
の総数に占める割合が五分の一以上三分
の一以下の範囲内で総務省令で定める割
合を超える場合における当該一の法人又
は団体と当該他の法人又は団体との関係
ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者
が株式の所有、役員の兼任その他の事由
を通じて法人又は団体の経営を実質的に
支配することが可能となる関係にあるも
のとして総務省令で定める場合における
当該一の者と当該法人又は団体の関係
第七條第三項第一号中「第百六十三條に規定
する子会社地上基幹放送事業者がない」を「同一
の認定放送持株会社の関係会社(第百五十八條
第二項に規定する関係会社をいう。)である基幹
放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域
(第九十一條第二項第二号の放送対象地域を
いう。第十四條において同じ。)が全国である者を
除く。が二以上含まれていない」に改め、同項
第二号中「すべて」を「全て」に改める。
第十四條中「第九十一條第二項第二号の放送
対象地域をいう。」を削る。
第二十條第二項第二号中「放送した」の下に
「又は放送する」を、「資料」の下に「その他の協
会が放送した又は放送する放送番組に対する理
解の増進に資する情報」を加え、「既放送番組
等」を「放送番組等」に改め、「該当するもの」の
下に「及び協会のテレビジョン放送による国内
基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送

と同時に一般の利用に供すること」を加え、同
項第三号中「既放送番組等」を「放送番組等」に改
め、「行う者」の下に「放送事業者及び外国放送
事業者を除く。」を、「提供すること」の下に
「(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送
の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に
提供することを除く。)」を加え、同項第四号中
「前号に掲げるものを除く。」を削り、同項中
第八号を第九号とし、第五号から第七号までを
一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加
える。
五 テレビジョン放送による外国人向け協会
国際衛星放送の放送番組及びその編集上必
要な資料を放送事業者に提供すること。
第二十條第九項を次のように改める。

九 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を
行おうとするときは、次に掲げる事項につい
て実施基準を定め、総務大臣の認可を受けな
ければならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、
内容及び実施方法
二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に
要する費用に関する事項
三 第二項第二号の業務にあつては、当該業
務に関する料金その他の提供条件に関する
事項
四 その他総務省令で定める事項
第二十條第十一項を同条第十五項とし、同条
第十項中「第二項第八号」を「第二項第九号」に改
め、同項を同条第十四項とし、同条第九項の次
に次の四項を加える。

十 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各
号のいずれにも該当すると認めるときは、同
項の認可をするものとする。
一 第十五條の目的の達成に資するものであ
ること。
二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、

と同時に一般の利用に供すること」を加え、同
項第三号中「既放送番組等」を「放送番組等」に改
め、「行う者」の下に「放送事業者及び外国放送
事業者を除く。」を、「提供すること」の下に
「(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送
の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に
提供することを除く。)」を加え、同項第四号中
「前号に掲げるものを除く。」を削り、同項中
第八号を第九号とし、第五号から第七号までを
一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加
える。
五 テレビジョン放送による外国人向け協会
国際衛星放送の放送番組及びその編集上必
要な資料を放送事業者に提供すること。
第二十條第九項を次のように改める。
九 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を
行おうとするときは、次に掲げる事項につい
て実施基準を定め、総務大臣の認可を受けな
ければならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。
一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、
内容及び実施方法
二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に
要する費用に関する事項
三 第二項第二号の業務にあつては、当該業
務に関する料金その他の提供条件に関する
事項
四 その他総務省令で定める事項
第二十條第十一項を同条第十五項とし、同条
第十項中「第二項第八号」を「第二項第九号」に改
め、同項を同条第十四項とし、同条第九項の次
に次の四項を加える。
十 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各
号のいずれにも該当すると認めるときは、同
項の認可をするものとする。
一 第十五條の目的の達成に資するものであ
ること。
二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、

放送(外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このトにおいて同じ。)」を、「廃止」の

下に「(国際放送及び協会国際衛星放送の開始休止及び廃止にあつては、経営委員会が輕微と認めたものを除く。)」を加え、同号ワ中「基準」を「実施基準」に改め、同号ウ中「第二十條第十項」を「第二十條第十四項」に改める。

第三十一條第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第六号中「放送事業者」の下に、「認

定放送持株会社」を加え、**「第百六十条に規定する認定放送持株会社」を削る。**

第五十二条第四項中「放送事業者」の下に「認定放送持株会社」を加え、「第百六十条に規定する認定放送持株会社」を削る。

第六十条第二項中「第百六十条に規定する」を削る。

第七十三条第二項中「第二十条第二項第二号及び第三項の」を「次に掲げる」に改め、同項に

次の各号を加える。

- 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務
- 二 第二十条第三項の業務

第八十五条第二項ただし書中「第二十条第二

項第六号」を「第二十條第二項第七号」に改める。

第八十六條第一項ただし書中「不可抗力によ

る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 不可抗力により廃止し、又は休止する場合

合 二 一の外国の放送局を用いて行われる協会
国際衛星放送(当該協会国際衛星放送を受
信することができる者の数を勘案して総務

省令で定めるものを除く。)の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区

域に含まれる場合において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し、又は休止するときその他

これに準ずる場合として総務省令で定める
場合

指定放送対象地域として指定することができる。

2 総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。
(経営基盤強化計画の認定)

第百十六條の三 指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行う基幹放送事業者は、単独で又は他の国内基幹放送事業者（国内基幹放送を

行う基幹放送事業者をいう。以下この款において同じ。）と共同して、経営基盤強化（業務の合理化、組織の再編成その他の行為による業務の効率の向上を通じて、国内基幹放送事

業者（指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行うものに限る。）の収益性の向上を図ることをいう。以下この条において同じ。）に関する計画（以下この款において「経営基盤強化計

「画」という。〕を作成し、総務省令で定めるところにより、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営基盤強化の実施期間

- 二 経営基盤強化による収益性の向上の程度
- 三 経営基盤強化の内容
- 四 経営基盤強化に伴う労務に関する事項
- 五 第百六条の六の規定による審議機関の

設置等の特例の適用を受けようとする場合
にあつては、その旨及び次に掲げる事項
イ 特定放送番組同一化（二以上の国内基

幹放送当該二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が相互に重複せず、かつ、当該放送対象地域のいずれか又は全

てが指定放送対象地域である場合に限る。の放送時間の全部又は一部について、同一の放送番組の放送を同時に行うこと(放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合にあつては、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合が総務省令で定める割合を超える場合に限る。)をいう。以下この条及び第百十六条の六において同じ。の内容 ロ 地域性確保措置(特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために講ずる措置をいう。次項第四号において同じ。)の内容 六 その他総務省令で定める事項 三 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送指定放送対象地域に係るものに限る。の業務を維持するため最大限の努力をするものであること。 二 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が円滑かつ確実に実施されるものであること。 三 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。 四 第百十六条の六の規定による審議機関の	設置等の特例の適用を受けようとするものにあつては、その地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。 五 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施が放送の普及及び健全な発達のために適切であること。 四 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者の氏名又は名称、経営基盤強化の実施期間その他総務省令で定める事項を公表するものとする。 (認定経営基盤強化計画の変更等) 第百十六条の四 前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、当該経営基盤強化計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を総務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 二 前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 三 前条第三項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出について準用する。 四 総務大臣は、前条第一項の認定に係る経営基盤強化計画(第一項の規定による変更の認定又は第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この款に	において「認定経営基盤強化計画」という。)を提出した国内基幹放送事業者に対し、認定経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。 五 総務大臣は、認定経営基盤強化計画が前条第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 六 総務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。 (基幹放送の業務の認定等に関する特例) 第百十六条の五 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(国内基幹放送(指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項、次項第一号及び第三項において同じ。)を行う認定基幹放送事業者に限る。)が第九十六条第一項の認定の更新を申請した場合における第九十三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「経理的基礎及び技術的能力」とあるのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基幹放送の業務を維持するに足る経理的基礎を有しないことを理由として当該申請に係る認定の更新を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することができると認められる場合については、この限りでない。 二 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める認可を申請した場合について準用する。この場合において、同項中「第九十三条第一項」とあるのは、「第九十八条第六項において準用する第九十三条第一項」と読み替えるものとする。	一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該国内基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(国内基幹放送を行う認定基幹放送事業者たる法人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて合併若しくは分割(当該国内基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。)をした場合における当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人 第九十八条第二項の認可 二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局(当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が指定放送対象地域であるものに限る。以下この条において同じ。)の免許人たる法人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて分割をした場合において電波法第二十条第四項前段の規定の適用があるときにおける分割により地上基幹放送(指定放送対象地域に係るものに限る。以下この項及び第四項において同じ。)の業務を行う事業を承継した法人 第九十八条第三項前段の認可 三 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局の免許人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において電波法第二十条第四項後段の規定の適用があるときにおける当該譲渡人 第九十八条第三項後段の認可
--	--	--	---

四 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局の免許人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において電波法第二十条第四項後段の規定の適用があるときにおける当該譲受人 第九十八条第三項後段の認可

3 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局の免許人に限る。)が電波法第十三条第一項ただし書の再免許を申請した場合における同法第七条第二項の規定の適用については、同項第三号中「経理的基礎及び技術的能力」とあるのは、「技術的能力」とする。ただし、当該申請に係る国内基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎を有しないことを理由として当該申請に係る再免許を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域において第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することができると認められる場合については、この限りでない。

4 前項の規定は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める許可を申請した場合について準用する。この場合において、同項中「第七条第二項」とあるのは、「第二十条第六項において準用する同法第七条第二項」と読み替へるものとする。

一 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局の免許人たる法人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて合併又は分割(当該特定地上基幹放送局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合における合併後存続する法人若しくは合併によ

り設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人 電波法第二十条第二項の許可

二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(特定地上基幹放送局の免許人に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該特定地上基幹放送局をその用に供する事業の全部の譲渡しをした場合における譲受人 電波法第二十条第三項の許可

三 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業の当該免許人への譲渡しをした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人 電波法第二十条第五項前段の許可

四 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者に限る。)が当該認定経営基盤強化計画に従つて当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合における当該国内基幹放送事業者 電波法第二十条第五項後段の許可

(審議機関の設置等の特例)
第百十六条の六 認定経営基盤強化計画を提出した二以上の国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合には、当該二以上の国内基幹放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、第七条第二項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの国内基幹放送事業者が共同して行う。
2 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従

つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者(当該国内基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者でない場合にあっては、その基幹放送局設備を当該国内基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する基幹放送局提供事業者)に対する第九十二条の規定の適用については、同条中「その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域」とあるのは「第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該基幹放送」とあるのは「当該二以上の国内基幹放送のいずれか」とする。

3 認定放送持株会社の関係会社(第百五十八条第二項に規定する関係会社をいう。)である認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従つて特定放送番組同一化を行う場合における当該国内基幹放送事業者に対する第百六十三条の規定の適用については、同条中「その放送対象地域」とあるのは「その第百十六条の三第二項第五号イに規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域」と、「当該放送対象地域」とあるのは「当該みなされた一の放送対象地域」とする。

第百五十八條第一項中「総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第百七十九條第三項の規定により議決権を有するもの」とみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第百六十四條第一項において同じ。)をいう。以下この条において同じ。))」を「総株主又は総出資者の議決権に、「総株主等の議決権の」を「総株主又は総出資者の議決権の」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 この章において「関係会社」とは、会社が他の会社に対して支配関係を有する場合における当該他の会社をいう。
第百五十九條第一項中「二以上の基幹放送事業者(当該二以上の基幹放送事業者が一以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第百六十六條第二項第一号及び第二号において同じ。)をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の基幹放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

二 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

第百五十九條第二項第三号中「価額」の下に「その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額」を加え、同項第五号イ中「業務を執行する役員」を「特定役員」に改め、同条第三項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「子会社」を「関係会社(関係会社となる会社を含む。)」に改め、「基幹放送事業者」の下に「申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基

幹放送事業者を除く。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

第七百六十条中「前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社(以下「認定放送持株会社」という。)を「認定放送持株会社」に改め、同条第一号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。
ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とする。

第七百六十条第二号中「第四号」を「第五号」に改める。
第七百六十二条中「子会社」を「関係会社」に改める。

第七百六十三条の見出しを「(関係会社の責務)」に改め、同条中「子会社地上基幹放送事業者認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をいう。」を「認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。)」に改める。

第七百六十四条第一項中「と株式の所有関係その他の」を「子会社その他その者に」と、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「未滿」を「以下」に改める。

第七百六十六条第二項第一号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「次のいずれにも該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。

ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とする。

第七百六十六条第二項第二号中「二以上の基幹放送事業者を子会社として保有する」を「前号イ及びロのいずれにも該当する」に改める。

第七百七十七条第一項第一号中「又は第四項」を「若しくは第四項」に、「制定又は変更」を「制定若しくは変更又は第七百六十六条の二第一項の規定による指定放送対象地域の指定」に改め、同項第二号中「提供基準」を「実施基準」に、「同条第十項」を「同条第十四項」に改め、「許可」の下に「第七百六十六条の三第一項(経営基盤強化計画の認定)」を加え、同項第四号中「第四号」を「第四号」に改め、「業務に関する認定の取消し」の下に「第七百六十六条の四第五項(経営基盤強化計画の認定の取消し)」を加え、同項第五号中「基幹放送局設備」の下に「同条第三十一号(特定役員)、同条第三十二号(支配関係)」を加え、「若しくは第二項第一号若しくは第三号」を削り、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第七百八十五条第二号中「第十項」を「第十四項」に改める。
第七百八十七條第一号中「第九十三條第三項第七号」を「第九十三條第二項第七号」に改める。
第七百九十一条第一項第二号中「第八十六條第二項」を「第八十六條第二項若しくは第三項」に改める。

第七百九十三条を次のように改める。
第七百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一 第七百六十六条の四第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第七百七十五条(第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項第二号中「業務を執行する役員」を「放送法第二條第三十一号の特定役員」に改める。

第九十九條の三第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第三号中「放送事業者」の下に「同条第二十七号に規定する認定放送持株会社」を加え、「同法第六十條に規定する認定放送持株会社」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中放送法第二十条第二項の改正規定(同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に一号を加える部分に限る。)、同条第四号の改正規定、同法第二十九條第一項第一号への改正規定及び同号の改正規定(廃止)の下に「(国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。)」を加える部分に限る。並びに次条、附則第五條及び第九條から第十一條までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。)第二十條第九項の認可及び新放送法第七十七條の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(放送番組審議機関に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧放送法」という。)第七條第三項の規定により二以上の放送事業者

が共同して置いている放送番組審議機関については、新放送法第七條第三項第一号の規定にかかわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(外国の放送局を用いて行われる国際放送に関する経過措置)

第四条 日本放送協会(附則第六條において「協会」という。)は、この法律の施行の際現に外国の放送局(新放送法第二條第二十号に規定する放送局をいう。)を用いて国際放送(同条第五号に規定する国際放送をいう。)を行つてゐる場合には、施行日から起算して三月以内に、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(経営委員会に関する経過措置)

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間における新放送法第二十九條第一項第一号トの規定の適用については、同号ト中「国際放送及び協会国際衛星放送」とあるのは、「協会国際衛星放送」とする。

(特別の勘定に関する経過措置)

第六条 新放送法第七十三條第二項の規定は、施行日以後に開始する協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した協会の事業年度については、なお従前の例による。

(基幹放送の業務の認定の取消し等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧放送法第九十三條第一項の認定を受けている者であつて、この法律の施行の際に新放送法第九十三條第一項第四号(新放送法第六十二條第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に適合しないものに関する新放送法第六十四條第三号(新放送法第六十二條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定の適用については、施行日

から起算して一年を経過する日(その日前に新放送法第九十三条第一項第四号に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までの間は、新放送法第二十三条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電波法(以下この項において「旧電波法」という。)の規定により特定地上基幹放送局(旧電波法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局をいう。)の免許を受けている者であつて、この法律の施行の際に第二条の規定による改正後の電波法(以下この項において「新電波法」という。)第七條第二項第四号口(新放送法第六十二條第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に適合しないものに関する新電波法第七十六條第四項第五号(新放送法第六十二條第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)の規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日(その日前に新電波法第七條第二項第四号口に適合することとなった場合)にあつては、当該適合することとなった日)までの間は、新放送法第二十三條第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(認定放送持株会社の届出に関する経過措置)

第八條 この法律の施行の際現に旧放送法第五十九條第一項の規定を受けている認定放送持株会社(旧放送法第六十條に規定する認定放送持株会社をいう。)であつて、基幹放送事業者(新放送法第二十三條に規定する基幹放送事業者をいう。)を新放送法第五十八條第二項に規定する関係会社(旧放送法第五十八條第一項に規定する子会社を除く。)として認めるものは、施行日から起算して三月以内に、当該基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(処分等の効力)

第九條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定の施行前に旧放送法の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新放送法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新放送法の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。(罰則の適用に関する経過措置)

第十條 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第十二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第六十六條の三第一項に規定する経営基盤強化計画の認定に係る制度について検討を加へ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会による電気通信回線を通じて放送番組等を提供する業務(放送に該当するものを除く。)の対象を拡大するとともに、国内基幹放送(日本放送協会及び放送大学学園の放送を除く。)を行う基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 日本放送協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務をより柔軟に行えるようにするため、現行の「放送した番組」のみならず、現在試行的・限定的に実施しているラジオ等の「放送と同時に」の提供も恒常的な業務とするとともに、その実施について、日本放送協会が実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととする。

2 外国人向けテレビ国際放送について、国内における視聴環境の拡大を通じ、その認知度の向上を図るため、その放送番組を国内の放送事業者が提供する業務を日本放送協会の恒常的な業務として位置付けること。

3 地域経済の低迷等起因して民間の基幹放送事業者の経営状況が悪化している中、経営基盤の強化に取り組む放送事業者の放送が、災害時を含め、地域住民の生活に必要な基幹メディアとしてできる限り長く存続すること、経営基盤強化計画が総務大臣の認定を受けた場合に、放送法及び電波法の特例措置を講ずる制度を創設すること。

4 地域経済の低迷等により、既存の株主が放送事業者の株式を保有し続けることができない事態が発生していることを踏まえ、認定放送持株会社のもとで放送事業者の議決権保有

が可能な範囲を拡大すること。

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとする本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十六年五月二十七日

衆議院議長 伊吹 文明殿 高木 陽介

(別紙)

放送法及び電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び日本放送協会は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 基幹放送事業者が認定経営基盤強化計画に従つて放送番組の同一化を行う場合において、地域性が著しく後退しないよう講ずる地域性確保措置については、政府において、有効な当該措置となり得る典型例を示すなど、透明性や予見可能性を高めるための取組を行うこと。

二 認定放送持株会社の認定の要件の緩和については、マスメディア集中排除原則が放送の多元性・多様性・地域性の確保に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、マスメディア集中排除原則の趣旨が損なわれないよう十分に配慮すること。また、複数の情報メディアを支配

することにより、表現の多様性が損なわれることがないよう、マスメディア集中排除原則については、今後の通信と放送に関する法体系において、総合的な検討を行うこと。

三 認定放送持株会社が傘下に置くことが可能な基幹放送事業者の範囲を拡大することにより、ネットワーク系列内での資本的つながりが強化されることとなるが、地域性の確保の観点から、政府は、ネットワーク系列ローカル局における番組の自社制作比率が低下しないように留意すること。

四 政府は、協会がインターネット活用業務を行うおとするとときに定める実施基準の総務大臣の認可に関し、国民・視聴者や利害関係者からの意見、苦情等については適切に対応すること。

また、協会は、インターネット活用業務について、少なくとも三年ごとに行うとされている実施状況評価を着実に実施すること。

五 世界各地での協会のテレビ国際放送(NHKワールドTV)の認知度は、必ずしも高いとは言えない状況であることから、協会は、国際放送の番組の質の向上等に務め、認知度向上に一層努力すること。また、海外の受信環境の整備等については協会による取組だけでは自ずと限界があることから、我が国の情報発信強化のため、政府全体として支援すること。

六 日本特有の文化や流行を海外に発信することが、海外需要開拓支援の推進、ソフトパワー外交の基盤となることから、放送コンテンツのインターネット配信について、日本の放送局や番組製作会社と周辺産業の連携、新規参入の促進等を進めること。

七 災害放送をはじめとする地域情報のさらなる充実を図るため、周波数逼迫地域等における新たな周波数確保など、コミュニティ放送の一層の普及を図ること。

建設業法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月四日

参議院議長 山崎 正昭
衆議院議長 伊吹 文明殿

建設業法等の一部を改正する法律

(建設業法の一部改正)

第一条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の三十八」を「第二十七条の三十九」に改める。

第五條第三号中「役員」を「役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七條第一号イ又はロに該当する者(法人である場合においては同号に規定する役員のうち常勤であるものの一人に限り、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人に限る。)及びその営業所ごとに置かれる同条第二号イ、ロ又はハに該当する者の氏名

第六條第一項第四号及び第七條第三号中「役員」を「役員等」に改める。

第八條中「第十一号」を「第十三号」に改め、同条第四号中「役員」を「役員等」に改め、同条第十一号中「第八号」を「第九号」に改め、同条第十二号とし、同条第十号中「役員」を「役員等」に、「第八号」を「第九号」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「役員」を「役員等」

に、「第八号」を「前号」に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第十三号において「暴力団員等」という。)

第八條に次の一号を加える。

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十一條第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第五項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

第十三條中「第五條、第六條第一項及び第十條第一項から第四項までに規定する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五條の許可申請書

二 第六條第一項に規定する書類(同項第一号から第四号までに掲げる書類であるものに限り。)

三 第十一條第一項の変更届出書

四 第十一條第二項に規定する第六條第一項第一号及び第二号に掲げる書類

五 第十一條第三項に規定する第六條第一項第三号に掲げる書面の記載事項に変更が生じた旨の書面

六 前各号に掲げる書類以外の書類で国土交通省令で定めるもの

第十七條中「において」の下に、「第五條第五号中「同条第二号イ、ロ又はハ」とあるのは第十五條第二号イ、ロ又はハ」とを加える。

第二十條第二項中「提示しなければ」を「交付しなければ」に改める。

第二十五條の二十七の見出しを「建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保」に改め、同条第一項中「建設業者は」の下に「建設工事の担い手の育成及び確保その他の」

を加え、同条第二項中「前項の」の下に「建設工事の担い手の育成及び確保その他の」を、「講習」の下に「及び調査」を加える。

第二十七條の三十七中「指導等」を「講習、指導、広報その他の」に改める。

第四章の三中第二十七條の三十八の次に次の一条を加える。

(建設業者団体等の責務)

第二十七條の三十九 建設業者団体は、その事業を行うに当たつては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第二十八條第一項中「第十三條第三項を」第十五條第一項に、「第二十四條の七第四項を」第二十四條の七第一項、第二項及び第四項に、「第十三條第一項若しくは第二項を」第十五條第二項若しくは第三項に改め、同項第三号中「役員」を「役員等」に改め、同条第四項中「第十三條第一項若しくは第二項を」第十五條第二項若しくは第三項に改める。

第二十九條第一項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号の二及び第四号中「二」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「二」を「いずれかに」に、「又は第五項」を「若しくは第五項」に改める。

第二十九條の四中「役員」を「役員等」に改める。

第四十九條及び第五十一條中「登録講習実施機関等の役員等」を「登録講習実施機関等の役員」に改める。

別表第一は装工事の項を次のように改める。

を改め、同条第二項中「前項の」の下に「建設工事の担い手の育成及び確保その他の」を、「講習」の下に「及び調査」を加える。

第二十七條の三十七中「指導等」を「講習、指導、広報その他の」に改める。

第四章の三中第二十七條の三十八の次に次の一条を加える。

(建設業者団体等の責務)

第二十七條の三十九 建設業者団体は、その事業を行うに当たつては、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第二十八條第一項中「第十三條第三項を」第十五條第一項に、「第二十四條の七第四項を」第二十四條の七第一項、第二項及び第四項に、「第十三條第一項若しくは第二項を」第十五條第二項若しくは第三項に改め、同項第三号中「役員」を「役員等」に改め、同条第四項中「第十三條第一項若しくは第二項を」第十五條第二項若しくは第三項に改める。

第二十九條第一項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号の二及び第四号中「二」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「二」を「いずれかに」に、「又は第五項」を「若しくは第五項」に改める。

第二十九條の四中「役員」を「役員等」に改める。

第四十九條及び第五十一條中「登録講習実施機関等の役員等」を「登録講習実施機関等の役員」に改める。

別表第一は装工事の項を次のように改める。

舗装工事

別表第一に次のように加える。

解体工事

解体工事業

舗装工事業

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正)

第二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 施工体制の適正化(第十二条・第十四条)」を「第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置(第十二条・第十三条・第十四条・第十六条)」に、「第五章 施工体制の適正化」を「第五章 適正な金額での契約の締結等のための措置(第十二条・第十三条・第十四条・第十六条)」に、「第十五条」を「第十六条」に、「第十七条」を「第十八条」に、「第十九条」を「第二十条」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第一条中「対する措置」の下に、「適正な金額での契約の締結等のための措置」を加える。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

第十一条中「いう」の下に、「次条において同じ」を加え、同条各号を次のように改める。

一 建設業法第八条第九号、第十号(同条第九号に係る部分に限る。)、第十一号(同条第九号に係る部分に限る。)、第十二号(同条第九号に係る部分に限る。)(若しくは第十三号(これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。))又は第二十八条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第

一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項中「及び第三章並びに」を「第三章、第十三条及び」に改め、同条第二項第四号中「促進する」を「促進し、及びその請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止する」に改め、同条を第十七条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十四条を第十六条とする。

第十三条の見出し中「提出等」を「作成及び提出等」に改め、同条第三項を削り、第二項を第三項とし、同条第一項中「受注者」の下に前項の規定により読み替えて適用される「を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは、建設業者と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が

見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

(浄化槽法の一部改正)

第三条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号中「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項において」に改める。

第二十四條第一項中「又は申請者」を「又は申請書」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)

第二十四條第一項に次の一号を加える。

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者(第二十六條第二号中「役員」の下に「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。」を加える。

第三十二條第二項中「一」を「いすれかに」に改め、同項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第四条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「とび・土工工事業」を「解体工事業」に改める。

第二十二條第一項第三号中「いう。以下この章をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項」に改める。

第二十四條第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)

第二十四條第一項に次の一号を加える。

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者(第二十六條第二号中「役員」の下に「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。」を加える。

第三十二條第二項中「一」を「いすれかに」に改め、同項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第四条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「とび・土工工事業」を「解体工事業」に改める。

第二十二條第一項第三号中「いう。以下この章をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項」に改める。

第二十四條第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第九号において「暴力団員等」という。)

第二十四條第一項に次の一号を加える。

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者(第二十五條第二項中「前条第一項第五号から第七号まで」を「前条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第二十七條第一項第二号中「役員」の下に「(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第五号において同じ。)」を加える。

第三十五條第一項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條(建設業法目次、第二十五條の二十七(見出しを含む。))及び第二十七條の三十七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十七條の三十八の次に一條を加える改正規定に限る。)、及び附則第七條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一條(建設業法別表第一の改正規定に限る。)、第四條(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二十一條第一項の改正規定に限る。)、及び附則第三條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の建設業法(以下「新建設業法」という。第十一條第一項(新建設業法第十七條において準用する場合を含む。))の規定は、新建設業法第五條第一号から第五号までに掲げる事項の変更であつてこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

2 新建設業法第十三條(新建設業法第十七條において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行後に提出された書類について適用し、この法律の施行前に提出された書類については、なお従前の例による。

第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に第一條の規定による改正前の建設業法(以下この条において「旧建設業法」という。))別表第一の下欄に掲げるとび・土工工事業(第五項において「とび・土工工事業」という。))に係る旧建設業法第三條第一項の許可を受けている者であつて、新建設業法別表第一の下欄に掲げる解体工事業(以下この条において「解体工事業」という。))に該当する営業を営んでいるものは、同号に掲げる規定の施行の日(第五項において「第一号施行日」という。))から三年間は、解体工事業に係る新建設業法第三條第一項の許可を受けなくても、引き続き当該営業を営むことができる。その者がその期間内に解体工事業に係る同項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者については、その者を解体工事業に係る新建設業法第三條第一項の許可を受けた者とみなして、新建設業法第四條及び第二十六條の二の規定を適用する。

3 第一項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者がその請け負つた解体工事を施工する場合における新建設業法第二十六條の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「当該建設工事に關し」とあるのは、「解体工事又はとび・土工・コンクリート工事に關し」とする。

4 第一項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者については、第四條の規定による改正後の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(附則第六條において「新建設資材再資源化法」という。))第二十一條第一項の規定は、適用しない。

5 新建設業法第七條第一号の規定による解体工事業に係る許可の基準については、第二号施行日前におけるとび・土工工事業に関する旧建設業法第七條第一号に規定する経営業務の管理責任者としての経験は、解体工事業に関する新建設業法第七條第一号に規定する経営業務の管理責任者としての経験とみなす。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第二條の規定による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(次項において「新入札契約適正化法」という。))第四章の規定は、この法律の施行の際現に入札に付されている公共工事については、適用しない。

2 この法律の施行前に締結された契約に係る公共工事の施工については、新入札契約適正化法第十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五條 第三條の規定による改正後の浄化槽法(以下この条において「新浄化槽法」という。))第二十五條第一項の規定は、新浄化槽法第二十二條第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 新建設資材再資源化法第二十五條第一項の規定は、新建設資材再資源化法第二十二條第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの法律の施行後にあるものについて適用し、この法律の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(檢討)

第八條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一條から第四條までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

建設業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書

議案の目的及び要旨

本法案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工を確保するため、許可に係る業種区分に解体工事業を追加するとともに、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するほか、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 建設業法の一部改正

(一) 許可に係る業種区分に、解体工事業を追加すること。

(二) 許可に係る欠格要件及び取消事由に、暴力団員であること等を追加すること。

(三) 許可申請書等の閲覧対象から個人情報報告が含まれる書類を除外すること。

(四) 建設業者及び建設業者団体による建設工事の担い手の育成及び確保並びにこれらの取組に係る国土交通大臣による支援をそれぞれの責務として追加すること。

2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

(一) 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項に、「その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること」を追加すること。

(二) 公共工事を受注した建設業者が暴力団員等と判明した場合には、各省各庁の長等は、当該建設業者が建設業の許可を受けた

定めるところにより指定する者(以下「指定構造計算適合判定資格者検定機関」という。)に、構造計算適合判定資格者検定の実施に関する事務(以下「構造計算適合判定資格者検定事務」という。)を行わせることができる。

2 第五条の二第二項及び第五条の三第二項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関に、第五条の二第三項の規定は構造計算適合判定資格者検定事務に、第五条の三第一項の規定は構造計算適合判定資格者検定について準用する。この場合において、第五条の二第二項中「前条第六項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条第六項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条の五第一項」と、第五条の三第一項中「(市町村又は都道府県の職員である者を除く。）」とあるのは「(者」と読み替えるものとする。

第六条第五項を次のように改める。

5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

第六条第六項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第二十条第二号に定める基準(同号イを「第六条の三第一項の特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イに、同項を「第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「申請書の記載によつてはを削り、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とし、同条第十五項中「第十二項及び第十三項を「第六項及び第七項に改め、同項を同条第九項とする。

第六条の二第三項から第七項までを削り、同条第八項中「第三項の構造計算適合性判定により適合判定がされたを「同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が次条第一項の構造計算適合性判定を要するもの

であるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けたに改め、同項を同条第三項とし、同条第九項中「申請の内容によつてはを削り、同項を同条第四項とし、同条第十項から第十二項までを五項ずつ繰り上げる。

第六条の三第一項中「前二条を「第六条及び第六条の二に改め、同条を第六条の四とし、第六条の二の次に次の一条を加える。

(構造計算適合性判定)

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準(同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。)又は第三十条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。)に適合するかどうかの確認審査(第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。)を要するものであるときは、構造計算適合性判定(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合は、この限りでない。

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準(同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。)又は第三十条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。)に適合するかどうかの確認審査(第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。)を要するものであるときは、構造計算適合性判定(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合は、この限りでない。

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準(同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。)又は第三十条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。)に適合するかどうかの確認審査(第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。)を要するものであるときは、構造計算適合性判定(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合は、この限りでない。

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準(同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。)又は第三十条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。)に適合するかどうかの確認審査(第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。)を要するものであるときは、構造計算適合性判定(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合は、この限りでない。

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準(同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。)又は第三十条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。)に適合するかどうかの確認審査(第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。)を要するものであるときは、構造計算適合性判定(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合は、この限りでない。

第六条の三 建築主は、第六条第一項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準(同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。以下「特定構造計算基準」という。)又は第三十条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について第八十六条の七第一項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準(特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。)に適合するかどうかの確認審査(第六条第四項に規定する審査又は前条第一項の規定による確認のための審査をいう。以下この項において同じ。)を要するものであるときは、構造計算適合性判定(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)の申請書を提出して都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合は、この限りでない。

るものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。又は特定増改築構造計算基準(確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。以下「特定増改築構造計算基準」という。)に適合するかどうかを、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が第六条第四項に規定する審査をする場合又は前条第一項の規定による指定を受けた者が当該国土交通省令で定める要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員に前条第一項の規定による確認のための審査をさせる場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理した場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて当該都道府県に置かれた建築主事が第六条第一項の規定による確認をするときは、当該建築主事を当該申請に係る構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

3 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第一項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に關して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

4 都道府県知事は、第一項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から十四日以内に、当該申請に係る構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の場合(申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの判定の申請を受けた場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第四項の場合において、申請書の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間(前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該申請者に交付しなければならない。

7 建築主は、第四項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書(当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。)であるときは、第六条第一項又は前条第一項の規定による確認をする建築主事又は同項の規定による指定を受けた者に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第六条第七項又は前条第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

8 建築主は、前項の場合において、建築物の計画が第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間(同条第六項の規定により同条第四項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

9 第一項の規定による構造計算適合性判定の申請

第一項の規定による構造計算適合性判定の申請

第一項の規定による構造計算適合性判定の申請

請書及び第四項から第六項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

第七條の三第六項中「第十八條第二十項」を「第十八條第二十二項」に改める。

第七條の五中「第六條の三第一項第一号」を「第六條の四第一項第一号」に、「第六條の三第一項の二」を「第六條の四第一項の二」に改める。

第七條の六第一項中「第十八條第二十二項」を「第十八條第二十四項」に改め、同項第一号中「第七條第一項の規定による申請が受理された後において、建築主事」を削り、「認めて仮使用の承認をしたを認めた」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 建築主事又は第七條の二第一項の規定による指定を受けた者が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。

第七條の六第二項中「の仮使用の承認」を「及び第二号の規定による認定」に改め、同条に次の二項を加える。

三 第七條の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項第二号の規定による認定をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、仮使用認定報告書を作成し、同号の規定による認定をした建築物に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。

四 特定行政庁は、前項の規定による仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、第一項第二号の規定による認定を受けた建築物が同号の国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行つた第七條の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該認定は、その効力を失ふ。

第十二條第一項中「掲げる建築物」の下に「公安

平成二十六年五月二十九日 衆議院会議録第二十八号 建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物)を加え、(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。))をいう。以下この条において同じ。に改め、もの」の下に「(国等の建築物を除く。))を加え、当該建築物」を「これらの建築物」に、「国土交通大臣が定める資格を有する者を「建築物調査員資格者証の交付を受けている者」次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。に改め、「の建築物設備」の下に「及び防火戸その他の政令で定める防火設備以下「建築物設備等」という。を加え、同条第二項中「建築物第六條第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。))を、特定建築物」に、「当該建築物を、当該特定建築物」に、「同項の資格を有する者を「建築物調査員」に改め、「点検」の下に「(当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。))を加え、同条第三項中「昇降機及び第六條第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物」を「特定建築物等(昇降機及び特定建築物)に、「建築物設備(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。))を「建築物設備等」という。以下この項及び次項において同じ。で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国等の建築物に設けるものを除く。))及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物設備等」に改め、「指定するもの」の下に「(国等の建築物に設けるものを除く。))を加え、「当該建築物設備をこれらの特定建築物設備等」に、「国土交通大臣が定める資格を有する者を「建築物設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第十二條の三第二項において「建築物設備等検査員」という。))に改め、同条第四項中「昇降機及び国、都道府県又は建築主

事を置く市町村の建築物第六條第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。))の昇降機以外の建築物設備を「特定建築物設備等」に、「前項の資格を有する者を「建築物設備等検査員」に改め、同条第五項中「用途又は」を「用途、建築材料若しくは建築物設備その他の建築物の部分以下「建築材料等」という。))の受取若しくは引渡しの状況」に改め、「状況」の下に「又は建築物の敷地、構造若しくは建築物設備に関する調査(以下「建築物に関する調査」という。))の状況を加え、同項第一号中「設計者」の下に「建築材料等を製造した者を加え、「又は工事施工者を、工事施工者又は建築物に関する調査をした者に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第六條の二第二項を第六條の二第六項」に、「又は建築工事場」を「建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場」に改め、「建築材料」の下に「建築材料等の製造に関する物件を、物件」の下に「若しくは建築物に関する調査に係る物件を、設計者」の下に「建築材料等を製造した者を加え、「若しくは工事施工者を、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

六 特定行政庁又は建築主事にあつては第六條第四項、第六條の二第六項、第七條第四項、第七條の三第四項、第九條第一項、第十項若しくは第十三項、第十條第一項から第三項まで、前条第一項又は第九條の二第二項の規定の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては第九條第十項の規定の施行に必要な限度において、当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施

工者又は建築物に関する調査をした者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

第十二條の次に次の二条を加える。

(建築物調査員資格者証)
第十二條の二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検(第三項第三号において「調査等」という。))に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者。

二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者

三 国土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、建築物調査員資格者証の交付を行わないことができる。

一 未成年者
二 成年被後見人又は被保佐人
三 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 次項(第二号を除く。))の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者

三 国土交通大臣は、建築物調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その建築物調査員資格者証の返納を命ずることができる。

一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
二 前項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。
三 調査等に関して不誠実な行為をしたとき。
四 偽りその他の不正の手段により建築物調査員資格者証の交付を受けたとき。

4 建築物調査員資格者証の交付の手続その他建築物調査員資格者証に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。 (建築設備等検査員資格者証) 第十二条の三 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。	において「型式適合認定等」というを受けた者に對し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しに状況、建築物に關する工事の計画若しくは施工の状況若しくはは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に關する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に關係がある物件、設計図書その他建築物に關する工事に關係がある物件、建築物に關する調査に關係がある物件若しくは型式適合認定等に關係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に關する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に對し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。	基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの前項に規定する審査を要するものであるときは、当該建築物の計画を都道府県知事に通知し、構造計算適合性判定を求めなければならない。ただし、当該建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に從つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分のうち前項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)又は特定増改築構造計算基準(同項に規定する審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに限る。)に適合するかどうかを第六条の三第一項ただし書の国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が前項に規定する審査をする場合は、この限りでない。	に交付しなければ、を「当該通知をした国の機関の長等に交付しなければ」に改め、同条第九項及び第十項を次のように改める。 9 都道府県知事は、第七項の場合において、第四項の通知の記載によつては当該建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第七項の期間(前項の規定により第七項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。 10 国の機関の長等は、第七項の規定により同項の通知書の交付を受けた場合において、当該通知書が適合判定通知書であるときは、第三項の規定による審査をする建築主事に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該建築物の計画に係る第十四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者 4 前条第二項から第四項までの規定は、建築設備等検査員資格者証について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第三項」と、同条第三項第三号中「調査等」とあるのは「次条第二項に規定する検査等」と読み替へるものとする。 第十三条中「前条第六項」を「第十二条第七項」に改める。 第十五条の次に次の一条を加える。 (報告、検査等) 第十五条の二 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に關する調査をした者若しくは第六十八条の十第一項の型式適合認定、第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定若しくは第六十八条の二十六の特殊構造方法等認定(以下この項に	3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第十八条第一項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同条第三項中「第六条の三第一項第一号」を「第六条の四第一項第一号」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第四項を次のように改める。 4 国の機関の長等は、第二項の場合において、同項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算	「第二十條第二号イの構造計算が」を「第四項の通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準(第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に從つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合する」に、 「同項の期間内に建築主事を」を、「前項の期間内に当該通知をした国の機関の長等」に、「建築主事	二 建築主事が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めたとき。 第十八条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十八項」を「第二十項」に、「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十項を第二十二項とし、第十六項から第十九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十五項中「第六條の三第一項」を「第六條の四第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条

中第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、同条第十一項中「第二十條第二号に定める基準(同号イ)を」特定構造計算基準(第二十條第一項第二号イ)に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 国の機関の長等は、前項の場合において、第三項の期間(第十三項の規定により第三項の期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならぬ。

12 建築主事は、第三項の場合において、第二項の通知に係る建築物の計画が第四項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、当該通知をした国の機関の長等から第十項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第三項の確認済証を交付することができる。

第十八条の二第一項中「により」の下に「国土交通大臣又は都道府県知事が」を加え、「第六條第五項、第六條の二第三項」を「第六條の三第一項に改め、同条第三項中「第六條第五項及び第七項から第九項まで、第六條の二第三項から第六項まで」を「第六條の三第一項及び第三項から第六項まで」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「による指定を」の下に「受けた者に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせること」を加え、「指定を受けた者が行う構造計算適合性判定を」構造計算適合性判定の全部又は一部に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の規定による構造計算適合性判定の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては国土交通大臣が、一の都道府県の区域において同項の規定による構造計算適合性判

定の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

第十八条の三第一項中「第六條第五項、第六條の二第三項」を「第六條の三第一項」に、「第十八條第十五項」を「第十八條第十七項」に、「第十八條第十八項」を「第十八條第二十項」に改める。

第二十條に次の一項を加える。

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二十一條の見出し中「主要構造部を」主要構造部等に改め、同条第二項中「第二條第九号の二に掲げる基準」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二條第九号の二に掲げる基準に適合するものであること。

二 壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備(以下この号において「壁等」という。)のうち、通常の火災による延焼を防止するために当該壁等に必要とされる性能に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものによつて有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ三千平方メートル以内としたものであること。

第二十七條の見出し中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構

造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならぬ。

第二十七條第一項第一号中「同表(イ)欄の当該各項」を「同表(イ)欄から四項まで」に改め、同項第二号中「別表第一(イ)欄」を「別表第一(イ)欄から四項まで」に、「同表(四)項」を「同表(二)項及び四項」に、「三階以上の部分を二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 別表第一(イ)欄四項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの

第二十七條第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「別表第一(イ)欄」を「別表第一(イ)欄(四)項及び(六)項」に改め、「(同表(二)項及び四項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、耐火建築物としなければならない。

一 別表第一(イ)欄五項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する三階以上の部分の床面積の合計が同表(イ)欄五項に該当するもの
二 別表第一(イ)欄六項に掲げる階を同表(イ)欄六項に掲げる用途に供するもの
第三十八條を次のように改める。
(特殊の構造方法又は建築材料)
第三十八條 この章の規定及びこれに基づく命令

の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第五十二條第三項中「ものの住宅」の下に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項において「老人ホーム等」という。)」を、「部分(二)の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「建築物の住宅」の下に「及び老人ホーム等」を加え、同条第六項中「には」の下に「政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第六十七條の二第四項中「第六十七條の二第三項」を「第六十七條の三第三項」に改め、同条第七項中「空隙」を「空隙」に改め、第三章第五節の二中同条を第六十七條の三とし、同条の次に次の一條を加える。

(第三十八條の準用)

第六十七條の四 第三十八條の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する前条第一項及び第二項の規定の適用について準用する。

第三章第五節中第六十七條の次に次の一條を加える。

(第三十八條の準用)

第六十七條の二 第三十八條の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対するこの節の規定及びこれに基づく命令の規定の適用について準用する。

第六十八條の見出しを削る。

第六十八條の九の見出しを削る。
第六十八條の十第一項中「第六十八條の二十六第一項」を「第六十八條の二十五第一項」に改める。

第六十八條の十二中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「第六十八條の二

資格者検定事務」に改める。

第七十七条の十七中「指定資格検定機関が行う資格検定事務」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定事務」に改める。

第四章の二第一節の次に次の一節を加える。

なければ」に改め、同条を第七十七条の三十五の十九とし、同条の次に次の一条を加える。

(構造計算適合性判定の委任の解除)

第七十七条の三十五の二十 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとするときは、その六月前までに、その旨を指定構造計算適合性判定機関に通知しなければならない。

2 委任都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとしたときは、その旨を公示しなければならない。

第七十七条の三十五の十三第一項中「都道府県知事を「国土交通大臣等」に改め、同条第三項中「都道府県知事を「国土交通大臣等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「都道府県知事が前項」を「国土交通大臣等が第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国土交通大臣は、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の休止又は廃止により構造計算適合性判定の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、関係委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

第七十七条の三十五の十三を第七十七条の三十五の十八とする。

第七十七条の三十五の十二第一項中「都道府県知事を「国土交通大臣等」又は委任都道府県知事に、指定構造計算適合性判定機関に対し」を「国土交通大臣等にあつてはその指定に係る指定構造計算適合性判定機関に対し、委任都道府県知事にあつてはその構造計算適合性判定を行わせること

とした指定構造計算適合性判定機関に対し、」に改め、同条第二項中「第六十八条の二十一第二項を「第十五条の二第二項」に、「前項を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 委任都道府県知事は、前項の規定による立入検査の結果、当該指定構造計算適合性判定機関(国土交通大臣の指定に係る者に限る。)が、構造計算適合性判定業務規程に違反する行為をし、又は構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をした事実があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告を受けた場合において、国土交通大臣は、必要に応じ、第七十七条の三十五の十九第二項の規定による構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとする。

第七十七条の三十五の十二を第七十七条の三十五の十七とする。

第七十七条の三十五の十一中「都道府県知事を「国土交通大臣等」に改め、「ときは、」の下に「その指定に係る」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国土交通大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第七十七条の三十五の十一を第七十七条の三十五の十六とし、第七十七条の三十五の十を第七十七条の三十五の十四とし、同条の次に次の一条を加える。

(書類の閲覧)

第七十七条の三十五の十五 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務を行う事務所に、次に掲げる書類を備え置き、構造計算適合性判定を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

一 当該指定構造計算適合性判定機関の業務の実績を記載した書類

二 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類

三 構造計算適合性判定の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類

四 その他指定構造計算適合性判定機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

第七十七条の三十五の九第一項及び第三項中「都道府県知事を「国土交通大臣等」に改め、同条を第七十七条の三十五の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務区域等の掲示)

第七十七条の三十五の十三 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、業務区域その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第七十七条の三十五の八を第七十七条の三十五の十とし、同条の次に次の一条を加える。

(構造計算適合性判定の義務)

第七十七条の三十五の十一 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、構造計算適合性判定を行わなければならない。

第七十七条の三十五の七第二項中「建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者」を「第七十七条の六十六第一項の登録を受けた者」に改め、同条第三項中「都道府県知事を「国土交通大臣等」に改め、同条第四項中「都道府県知事を「国土交通大臣等」に、が、第七十七条の三十五の九第一項の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程に違反した

とき、構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任を「の在任」に、「第七十七条の三十五の四第三号」を「第七十七条の三十五の四第五号」に改め、同条を第七十七条の三十五の九とする。

第七十七条の三十五の六を第七十七条の三十五の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(委任の公示等)

第七十七条の三十五の八 第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、当該指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所、業務区域並びに当該構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、その名称又は住所を変更しようとするときは委任都道府県知事に、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは関係委任都道府県知事に、それぞれ、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

4 委任都道府県知事は、前二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第七十七条の三十五の五の次に次の一条を加える。

(業務区域の変更)

第七十七条の三十五の六 指定構造計算適合性判定機関は、業務区域を増加し、又は減少しようとするときは、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、指定構造計算適合性判定機関が業務区域を減少しようとするときは、当該業務区域の減少により構造計算適合性判定の業務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

3 第七十七条の三十五の二第三項及び第七十七条の三十五の四第一号から第四号までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第七十七条の三十五の二第三項中「業務区域」とあるのは、「増加し、又は減少しようとする業務区域」と読み替えるものとする。

4 国土交通大臣等は、第一項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第七十七条の三十六第一項中「第六十八条の二十五第一項」を「第六十八条の二十四第一項」に改める。

第七十七条の四十九第二項中「第六十八条の二十一第二項」を「第十五条の二第二項」に改める。

第七十七条の五十二第二項中「一」を「いずれかに」に、「第六十八条の二十五第二項」を「第六十八条の二十四第二項」に改める。

名を付する。

第一節 建築基準適合判定資格者の登録
第四章の三中第七十七条の六十五の次に次の一節を加える。

第二節 構造計算適合判定資格者の登録
第七十七条の六十六 構造計算適合判定資格者検査に合格した者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として国土交通省令で定める者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。

2 第七十七条の五十八第二項、第七十七条の五十九、第七十七条の六十二第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)並びに第七十七条の六十三から前条までの規定は前項の登録に第七十七条の六十二第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第五号及び第七十七条の六十二第二項第三号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五項第六項又は第五項の二第二項」とあるのは「第五項の四第五項において準用する第五項第六項又は第五項の五第二項において準用する第五項の二第二項」と、同条第二項中「定めて確認検査」とあるのは「定めて構造計算適合性判定」と、同項第二号中「第七十七条の二十七第一項」とあるのは「第七十七条の三十五の十二第一項」と、「確認検査業務規程」とあるのは「構造計算適合性判定業務規程」と、前条中「者(市町村又は都道府県の職員である者を除く。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第八十四条の二中「第二十七條第二項」を「第二十七條第一項及び第三項」に、「及び第六十七條の二第一項」を並びに第六十七條の三第一項に改める。

第八十五条第二項中「第二十三項」を「第二十五

項」に改める。

第八十五条の二及び第八十五条の三中「第六十七條の二第一項」を「第六十七條の三第一項」に改める。

項」に改める。

第八十六条の四第一項中「第二十七條」を「第二十七條第二項若しくは第三項」に、「第六十七條の二第一項」を「第六十七條の三第一項」に改める。

第八十六条の七第一項中「第六十七條の二第一項」を「第六十七條の三第一項」に改め、「を」する場

合の下に「第三條第二項の規定により第二十條の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第三條第二項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。

第八十六条の八第一項中「改築の下に」を「移転を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第八十六条の九第二項中「第六十七條の二第四項」を「第六十七條の三第四項」に、「第六十七條の二第三項」を「第六十七條の三第三項」に改める。

第八十七條第一項中「第三項及び第五項から第十二項まで」を「第三項、第五項及び第六項」に、「第三項から第八項まで」を「第三項」に、「第六條の三(を)第六條の四(に)」を「第六條の三第一項第一号」を「第六條の四第一項第一号」に、「第十一項まで及び第二十三項」を「第十三項まで及び第二十五

項」に改める。

項」に改める。

第八十八條第一項中「第三項及び第五項から第十二項まで」を「第三項、第五項及び第六項」に、「第三項から第八項まで」を「第三項」に、「第六條の三(を)第六條の四(に)」を「第六條の三第一項第一号」を「第六條の四第一項第一号」に、「(第四号)」を「第三号」に、「第六項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に改め、「第十三條の下に」

「第十五條の二」を加え、「第十一項まで及び第二十二項」を「第十三項まで及び第二十四項」に改め、「第三十七條の下に」

「第三十八條」を、「第四項まで」の下に「第十二條の二、第十二條の三を加え、第十八條第二十二項」を「第十八條第二十四項」に、「第二十條中」を「第二十條第一項中」に改め、同条第二項中「第三項及び第五項から第十二項まで」を「第三項、第五項及び第六項」に、「第三項から第八項まで」を「第三項」に、「第四号」を「第三号」に、「第六項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に改め、「第十三條の下に」

「第十五條の二」を加え、「第十一項まで及び第十七項から第二十一項まで」を「第十三項まで及び第十九項から第二十三項まで」に改め、同条第三項中「第五項第四号」を「第五項第三号」に改め、「除く。」の下に「第十二條の二、第十二條の三を、第十三條の下に、第十五條の二」を加え、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同条第四項中「第二十三項」を「第二十五項」に改める。

第九十條第三項中「第二十三項」を「第二十五項」に改める。

第九十一條中「第六十七條の二第一項」を「第六十七條の三第一項」に改める。

第九十三條第二項中「第六條の三第一項第一号」を「第六條の四第一項第一号」に、「第六條第一項第四号」を「同項第四号」に改め、同条第三項中「第六十八條の二十三第二項」を「第六十八條の二十二第二項」に改める。

第九十四條第一項中「又は指定確認検査機関」を

登録

第四章の三中第七十七條の五十八の前に次の節

「都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関」に、「又は建築監視員」を「若しくは建築監視員又は都道府県知事」に、「対して」を、「指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては第十八条の二第一項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行つた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対して」に改め、同条第三項中「指定確認検査機関」を「都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関」に改める。

第九十七条の四第一項第四号中「第六十八條の二十三第一項」を「第六十八條の二十二第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特殊構造方法等認定

第九十七条の四第二項中「前項第二号から第四号まで」を「前項第三号から第五号まで」に改める。

第九十八條第一項第二号中「第一号」を「第一項第一号」に改め、「設計者」(の下に「設計図書に記載された認定建築材料等(型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は特殊構造方法等認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。))の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「において、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))」に改め、同項第三号中「設計者」(の下に「設計図書に記載された認定建築

材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「において、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))」においては「に改める。

第九十九條第一項第二号中「第六條第十四項」を「第六條第八項」に改め、同項第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、同項第十一号中「第七十七條の六十二第二項」の下に「第七十七條の六十六第二項において準用する場合を含む。」を、「確認検査」の下に「又は構造計算適合性判定」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号中「第七十七條の三十五の八第一項」を「第七十七條の三十五の十第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号中「第七十七條の八第二項」の下に「第七十七條の十七の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、「資格検定」を「建築基準適合判定資格者検定若しくは構造計算適合判定資格者検定」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「第七十七條の八第一項」の下に「(第七十七條の十七の二第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「設計者」(の下に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「において、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))」においては「に改め、同号を同項第九号とし、同項第

五号中「第四号」を「第一項第四号」に、「第六十七條の二第二項」を「第六十七條の三第一項」に改め、「設計者」(の下に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「において、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))」においては「に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 第十二條第五項(第一号に係る部分に限る。))又は第十五條の二第一項(これらの規定を第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十二條第六項又は第十五條の二第一項(これらの規定を第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をした者

七 第十二條第七項又は第十五條の二第一項(これらの規定を第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第九十九條第二項中「前項第五号又は第六号」を「前項第八号又は第九号」に改める。

第一百零二條中「第七十七條の三十五の十四第二項」を「第七十七條の十七の二第二項において準用する場合を含む。」、第七十七條の三十五の十九第二項に、「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務」に、「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関」に、「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員」に、「第百三条」を「第百四条」に、「指定資格検定機関等の役員等」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」に改める。

判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関」に、「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員」に、「第百三条」を「第百四条」に、「指定資格検定機関等の役員等」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」に改める。

第一百零一條第一項第一号中「第五條の四第一項」を「第五條の六第一項」に改め、同項第二号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に改め、「含む。」(の下に「又は第五項(第二号に係る部分に限り、第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))」を加え、同項第三号中「第六十七條の二第三項」を「第六十七條の三第三項」に改め、「設計者」(の下に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「において、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))」においては「に改め、同項第四号中「設計者」(の下に「設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、」を加え、「において、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))」に改める。

第一百零二條中「第七十七條の三十五の十四第二項」を「第七十七條の十七の二第二項において準用する場合を含む。」、第七十七條の三十五の十九第二項に、「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務」に、「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関」に、「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員」に、「第百三条」を「第百四条」に、「指定資格検定機関等の役員等」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」に改める。

第一百零二條中「第七十七條の三十五の十四第二項」を「第七十七條の十七の二第二項において準用する場合を含む。」、第七十七條の三十五の十九第二項に、「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務」に、「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関」に、「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員」に、「第百三条」を「第百四条」に、「指定資格検定機関等の役員等」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」に改める。

第一百零二條中「第七十七條の三十五の十四第二項」を「第七十七條の十七の二第二項において準用する場合を含む。」、第七十七條の三十五の十九第二項に、「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務」に、「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関」に、「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員」に、「第百三条」を「第百四条」に、「指定資格検定機関等の役員等」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」に改める。

第一百零二條中「第七十七條の三十五の十四第二項」を「第七十七條の十七の二第二項において準用する場合を含む。」、第七十七條の三十五の十九第二項に、「資格検定事務」を「建築基準適合判定資格者検定事務、構造計算適合判定資格者検定事務」に、「指定資格検定機関」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関若しくは指定構造計算適合判定資格者検定機関」に、「資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員及び構造計算適合判定資格者検定委員」に、「第百三条」を「第百四条」に、「指定資格検定機関等の役員等」を「指定建築基準適合判定資格者検定機関等の役員等」に改める。

がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第三条 新法第六条から第六条の三まで又は第十八条第一項から第十五項までの規定は、施行日以後に新法第六条第一項若しくは第六条の第二項の規定による確認の申請又は新法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前にこの法律による改正前の建築基準法(以下この条において「旧法」という。)第六条第一項若しくは第六条の第二項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第六条の第二項(旧法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)又は第七條の二第一項(旧法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けている者は、新法第六条の二第一項(新法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)又は第七條の二第一項(新法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けた者とみなす。

3 施行日前に旧法第七條の六第一項第一号又は第十八条第二十二項第一号の規定により特定行政庁がした仮使用の承認は、新法第七條の六第一項第一号又は第十八条第二十四項第一号の規定により特定行政庁がした認定とみなす。

4 施行日前に旧法第七條の六第一項第一号又は第十八条第二十二項第一号の規定により建築主事(新法第七條の六第一項第二号又は第十八条第二十四項第二号の規定により建築主事)がした認定とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第十八条の二第一項の規定により指定を受けている者であつて、二以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行つていたものは、施行日に新法第十八条の二第二項の規定により国土交通大臣が指定した者とみなす。この場合において、その者に係る当該指定の有効期間は、同日におけるその者に係る旧法第十八条の二第二項の規定による指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

6 新法第七十七條の三十五の五第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条第二項に規定する事項を変更しようとする指定構造計算適合性判定機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定構造計算適合性判定機関については、なお従前の例による。この場合においては、新法第七十七條の三十五の八第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 この法律の施行の際現に旧法第七十七條の三十五の七第二項に規定する国土交通省令で定める要件を備える者は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新法第七十七條の三十五の九第二項の規定の適用については、新法第七十七條の六十六第一項の登録を受けた者とみなす。

8 施行日前に旧法第七十七條の三十五の七第四項の規定により都道府県知事がした命令は、新法第七十七條の三十五の九第四項の規定により国土交通大臣等がした命令とみなす。

9 施行日前にされた旧法第七十七條の三十五の十一の規定による命令については、新法第七十七條の三十五の十六第二項の規定は、適用しない。

10 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消防法の一部改正)

第六条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第六條の三第一項第一号」を「第六條の四第一項第一号」に改め、同条第三項中「第六十八條の二十三第二項」を「第六十八條の二十二第二項」に改める。

(建築士法の一部改正)

第七条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「第二十条第一号」を

「第二十條第一項第一号」に改め、同条第二項中「第一号」を「第一項第一号」に改める。

(官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正)

第八条 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「資格を有する者」を「規定する建築物調査員に改め、同条第二項中「資格を有する者」を「規定する建築設備等検査員」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(三十三)を次のように改める。

(三十三) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第七十七條の五十八第一項(登録)の建築基準適合判定資格者の登録又は同法第七十七條の六十六第一項(構造計算適合判定資格者の登録)の構造計算適合判定資格者の登録

イ 建築基準適合判定資格者の登録

ロ 構造計算適合判定資格者の登録

登録件数	一件につき二万円
登録件数	一件につき二万円

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第四号中「同法第二十七條第一項」を「同法第二十七條第二項」に改め、同号イ及び同条第七項中「第二十七條第一項」を「第二十七條第二項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の

一部を次のように改正する。

第五條第三項中「第六條の三第一項」を「第六條の四第一項」に改める。

第六十八條第一項第一号ロ中「第六十七條の二第一項」を「第六十七條の三第一項」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号イ中「第六十七條の二第三項」を「第六十七條の三第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改める。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正)

第十二條 土砂災害警戒区域等における土砂災害

防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「第二十條」を「第二十條第一項」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十三条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十七条第六項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第八項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第二十三条第一項中「第二十七條第一項」を「第二十七條第二項」に改める。

第二十四条中「第五十二條第六項に規定する」の下に「昇降機並びに」を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第六項中「第十八條第十二項」を「第十八條第十四項」に改め、同条第七項中「第十二條第七項及び第八項」を「第十二條第八項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第十五条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「第十二項」を「第十四項」に改め、同条第七項中「第十八條第十二項」を「第十八條第十四項」に改め、同条第八項中「第十二條第七項及び第八項」を「第十二條第八項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

第五十四條第四項中「第十二項」を「第十四項」に改める。

に改め、同条第六項中「第十八條第十二項」を「第十八條第十四項」に改め、同条第七項中「第十二條第七項及び第八項」を「第十二條第八項及び第九項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 木造建築関連基準の見直し

建築物における木材利用の促進を図るため、耐火建築物としなければならないこととされている三階建ての学校等の特殊建築物について、一定の防火措置を講じた場合には、主要構造部を準耐火構造等とすることができること。

2 構造計算適合性判定制度の見直し

構造計算適合性判定の手続について、建築主が都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請することとともに、比較的簡易な構造計算について、一定の要件を満たす建築主等が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定を不要とすること。

3 指定確認検査機関等による仮使用認定制度の創設

建築主事又は指定確認検査機関が一定の安全上の基準に適合していることを認めたときは、工事中の建築物を仮使用できることとする。

4 特殊の構造方法又は建築材料

現行の建築基準が予想しない特殊の構造方法

法又は建築材料を用いる建築物について、国土交通大臣がこれと同等以上の効力があると認める場合には当該基準を適用しないこと。

5 容積率制限の合理化

容積率の算定に当たって、地階の部分の床面積を一定の限度まで延べ面積に算入しない特例を、老人ホーム等についても適用すること。

6 定期調査・検査報告制度の強化

建築物や建築設備等についての定期調査・検査の対象を見直すとともに、定期調査・検査は一定の資格者にさせなければならないこととする。

7 建築物の事故等に対する調査体制の強化

国土交通大臣による建築物等の調査権限を創設し、国が関係者からの報告徴収や建築物への立入検査等を行うことができることとする。とともに、国土交通大臣及び特定行政庁は、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できること。

8 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年五月二十七日

国土交通委員長 梶山 弘志

(別紙) 建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 木造建築関連基準の見直しにより、国産木材の利用促進や十分な安全性が確保された大規模な木造建築物の一層の普及が図られるよう、地方公共団体や関係団体等と連携し、改正内容等の周知に万全を期すること。また、伝統的工法による木造建築物についても一般的に建築が可能となるよう、基準の策定等に向けた検討を行うこと。

二 構造計算適合性判定の申請が建築主による直接申請になることに伴い、その必要性等の判断や申請手続等に支障が生じることのないよう、建築主等に向けた十分な情報提供や相談体制の整備について地方公共団体に対し助言を行うこと。

三 本法による定期調査・検査報告制度の見直しに合わせ、調査・検査結果の報告率の一層の向上が図られるよう、地方公共団体等と連携し、適切な施策を講じること。

四 高齢者等の入居する施設等において火災に対する十分な安全性の確保が図られるよう、本法により強化される防火設備等に対する定期検査の確実な実施及び報告結果を踏まえた適切な是正指導等の実施について地方公共団体に対し助言を行うこと。

五 建築物やエレベーター等の建築設備に関する事故等の発生に際しては、本法により創設される調査権限を十分活用し、地方公共団体や関係団体等と連携して、迅速な原因解明や対策の実施に努めること。また、国における建築物等の事故等に対する調査体制の充実に努めること。

める観点からの基準の見直し、人の健康に悪影響を与えるおそれのある建築材料の使用抑制など、基準の在り方について幅広い観点から検討を行うこと。また、既存建築物の長寿命化のための新たな設備の付加や減築に関わる技術指針を示し、基準の在り方について検討すること。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。
平成二十六年四月四日
衆議院議長 伊吹 文明殿
参議院議長 山崎 正昭

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 基本方針等(第九条―第十一条)
第三章 多様な入札及び契約の方法等
第一節 競争参加者の技術的能力の審査等(第十二条、第十三条)
第二節 多様な入札及び契約の方法(第十四条―第二十条)
第三節 発注関係事務を適切に実施することのできる者の活用及び発注者に対する支援等(第二十一条―第二十四条)

附則

第一章 総則
第一条中「かんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、」を「鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他

の」に改め、「により、」の下に「現在及び将来の」を加える。

第三条第一項及び第二項中「かんがみを」を「鑑み」に改め、同条第七項中「当たっては、公共工事に関する調査」の下に「(点検及び診断を含む。以下同じ。)」を加え、「かんがみを」を「鑑み」に改め、「踏まえ」の下に、「公共工事に準じ、その業務の内容に応じた必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「当たっては」の下に、「公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み」を、「請負契約」の下に「(下請契約を含む。)」を加え、「締結し」を「適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等」に改め、「履行する」の下に「とともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善される」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「競争に付された」を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「並びに適正なを、」その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「かんがみを」を「鑑み」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。
6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

第三条第二項の次に次の二項を加える。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者(第二十四条を除き、以下「発注者」という。)の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

第五条中「国との連携を図りつ」を削る。
第十五条第三項中「育成」の下に「及びその活用の促進」を、「備えた者の」の下に「適切な評価及び」を、「協力」の下に「発注者間の連携体制の整備」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。

第十五条を第二十一条とする。

第十四条前段中「発注者は」の下に、「前条第一項の場合を除くほか」を加え、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率性的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。
一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式

三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することのできる者の活用及び発注者に対する支援等

第十三条第二項中「前条第四項ただし書を」第十五条第五項ただし書」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができ、この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができ、学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

第十二条の見出し中「技術提案」の下に「を求め」る方式」を加え、同条第一項中「競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項前段中「発注者は」の下に「競争に付された公共工事につき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

第十二条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の一条、節名及び一条を加える。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択

し、又はこれらの組合せによることができる。

第十条を第十一条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「実施すること」ともに、そのために必要な技術的能力の向上を「実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に改め、同条に次の一項を加える。

2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第七条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針等

第六条第一項中「公共工事の発注者(以下「発注者」という。)」を「発注者」に、「その発注に係る」を「現在及び将来の」に改め、「確保されるよう」の下に、「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ」を、「という。」の下に、「次に定めるところによる等」を加え、同項に次の各号を加える。

一 公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によつては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があるとき、適切に設計図書の必要事項の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

第六条第二項中「及び他の発注者による発注に」を「に、及び発注者間においてその発注に相互に、」に、「これらの資料の保存に關し、」を「その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の

の」に改め、同条第三項中「ために」を「ため、」に改め、「整備に」の下に「努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう」を加え、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(国及び地方公共団体の相互の連携及び協力)

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

本則に次の三条を加える。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第二十三條 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に關し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四條 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となる者とする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務

の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条を」第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条に改める。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の目的に、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を明記すること。

2 基本理念に、次の事項等を追加すること。

(一) 公共工事の品質は、施工技術の維持向上並びにその担い手の中長期的な育成及び確保により、将来にわたり確保されなければならないこと。

(二) 公共工事の品質確保に当たっては、その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されることにより、入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならないこと。

(三) 公共工事の品質確保に当たっては、下請契約を含む契約が適正な額の請負代金で締結され、公共工事に従事する者の労働環境が改善されるように配慮されなければならないこと。

3 発注者の責務に、次の事項等を追加すること。

(一) 公共工事を施工する者が担い手の中長期的な育成及び確保のための適正な利潤を確保できるよう、市場の実態を的確に反映し

た積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

(二) その入札金額によつては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定等の必要な措置を講ずること。

4 公共工事の受注者は、適正な額での下請契約の締結、技術的能力の向上、技能労働者等の育成及び確保並びに労働環境の改善に努めなければならないこと。

5 発注者は、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に努めるとともに、段階的選抜方式、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式、複数年契約や共同受注など地域における社会資本の維持管理に資する方式など、多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択することができること。

6 国と地方公共団体は連携協力することとし、国は、発注者を支援するため、発注関係事務の運用に関する指針を定め、地方公共団体の施策に関し、必要な援助を行うよう努めなければならないこと。

7 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、その品質を確保するよう努めなければならないこと。

8 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等について定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年五月二十七日

国土交通委員長 梶山 弘志

衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 発注者の予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げが行われないよう、関係機関にその趣旨を徹底すること。

二 公共工事の入札不調等の発生の増加に鑑み、予定価格と実勢価格の乖離の対策として、本法に基づく見積徴収方式が発注者において活用されるよう促進するとともに、見積価格の妥当性を適切に確認し、適正な予定価格の設定を図ること。

三 多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずること。

四 段階的選抜方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもつて選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うこと。

五 発注者を含む関係者が連携し、公共工事の受注者が、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保、これらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めるよう適切な措置が講じられること。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十六年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第二条の二 第二項中「在留資格(の下に)「高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イから八まで又は第二号の区分を含み、」を加え、「別表第一の二の表」を「同表」に改め、同条第二項中「(技能実習)」を「(高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イから八まで又は第二号の区分を含み、技能実習)」に、「二の表」を「同表」に改め、同条第三項中「(公用)」の下に、「高度専門職」を、「永住者の在留資格」の下に「(高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)」を加える。

第六条第一項ただし書中「第二十六条の二第

一項」の下に「又は第二十六条の三第一項」を加える。

第七条第一項第二号中「二の表」の下に「高度専門職の項の下欄第二号及び」を加え、「(二に係る部分に限る。)」及び「並びに五の表の下欄(口に係る部分に限る。)」を削り、同条第二項中「別表第一の五の表の下欄(イから八までに係る部分に限る。)」を「別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イから八までに」に、「同項第二号」を「前項第二号」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(船舶観光上陸の許可)

第十四条の二 入国審査官は、指定旅客船(本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であつて、乗客の本人確認の措置が的確に行われていて、乗客の本人確認の措置が的確に実施されていることその他の事情を勘案して法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。)に乘つてゐる外国人(乗員を除く。)が、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することを条件として、出国するまでの間三十日(本邦内の寄港地の数が一である航路に就航する指定旅客船に乘つてゐる外国人にあつては、七日)を超えない範囲内で上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときは、当該外国人に対し船舶観光上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、指定旅客船に乘つてゐる外国人(乗員を除く。)が、三十日を超えない期間内において、数次にわたり、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船する都度当該出入国港から当該指定旅客船が

出港するまでの間に帰船することを条件として上陸することを希望する場合において、法務省令で定める手続により、その者につき、当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運航する運送業者の申請があつたときであつて、相当と認めるときは、当該外国人に対しその旨の船舶観光上陸の許可をすることができ

3 入国審査官は、前二項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

4 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に船舶観光上陸許可書を交付しなければならない。

5 第一項又は第二項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、行動範囲その他必要と認める制限を付することができる。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

7 入国審査官は、第二項の許可を受けてゐる外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

8 入国審査官は、第二項の許可を受けてゐる外国人が当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該外国人が第五条第一項各号のいずれかに該当する者であることを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

9 前項に定める場合を除き、入国審査官は、引

き続き当該許可を与えておくことが適當でないとき、当該許可を取り消すことができる。

第十五条第六項中「前条第一項ただし書」を「第十四条第一項ただし書」に改める。

第十九条の五第一項第一号中「除く。」の下に「又は高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)」をもつて在留する者」を加え、同項第三号中「永住者」を「前二号に掲げる者」に改め、同項第四号中「永住者」を「第一号又は第二号に掲げる者」に改める。

第十九条の十六第一号中「投資・経営」を「高度専門職(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハ又は第二号(同号ハに掲げる活動に従事する場合に限る。))に係るものに限る。」、経営・管理」に改め、同条第二号中「研究、技術、人文知識・国際業務」を「高度専門職(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イ若しくは口又は第二号(同号イ又は口に掲げる活動に従事する場合に限る。))に係るものに限る。」、研究、技術・人文知識・国際業務」に、「機関の名称を」機関(高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。))にあつては、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の名称」に改め、同条第三号中「特定活動別表第一の五の表の下欄八に掲げる配偶者として行う日常的な活動を行うことができる者に係るものに限る。」を削る。

第二十條第一項中「変更(の下に)「高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イから八までに係るものに限る。)」又は」を加え、「別表第一の二の表」を「同表」に改める。

第二十條の二の見出し中「技能実習の」を削り、同条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる在留資格への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める者でなければ受けることができない。

一 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限り、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人

二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。) 技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人

第二十條の二第二項中「技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。)」を「前項各号に掲げる在留資格」に改める。

第二十二條の四第一項第六号中「三月」の下に「(高度専門職の在留資格別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)」をもつて在留する者にあつては、六月」を加える。

第二十三條第一項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 船舶観光上陸の許可を受けた者 船舶観光上陸許可書

第二十四條第三号の四イ中、「第七号の二を」から第七号の三まで」に改め、同条第四号中「寄港地上陸の許可」の下に、「船舶観光上陸の許可」を加え、同号ロ中「第二十六條の二第二項」の下に「(第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第六号中「寄港地上陸の許可」の下に、「船舶観光上陸の許可」を加え、同条第六号の四とし、同条第六号の二を同条第六号の四とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

六の二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

六の三 第十四條の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に出国しないもの

第四章第四節中第二十六條の二の次に次の一条を加える。

(短期滞在に係るみなし再入国許可)

第二十六條の三 本邦に短期滞在の在留資格をもつて在留する外国人で有効な旅券を所持するものが、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、指定旅客船で再び入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、第二十六條第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により外国人が受けたものとみなされる再入国の許可について準用する。この場合において、同条第二項中「一年」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

7 入国警備官は、退去強制令書の執行に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第五十七條第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

加える。

6 本邦の出入国港から出発する指定旅客船の船長は、当該出入国港の入国審査官の要求があつたときは、第十四條の二第一項又は第二項の許可を受けた者がその指定旅客船に帰船しているかどうかを報告しなければならない。

第五十七條第三項の次に次の一項を加える。

4 本邦に入る指定旅客船の船長は、当該指定旅客船に第十四條の二第二項の許可を受けている者が乗つているときは、当該指定旅客船が出入国港に到着する都度、直ちに、その者の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

第五十七條に次の二項を加える。

8 入国審査官は、第七條第一項その他の出入国管理及び難民認定法の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者(航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。)、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録(電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告

をしたものとみなす。

第五十九條第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「第六号の二」を「第六号の四」に改め、同項第三号中「二」を「いずれかに」に改める。

第五十九條の二第一項中「第五十條第一項を」第二十六條第一項、第五十條第一項に改める。

第六十一條の二の四第一項第二号中「寄港地上陸の許可」の下に、「船舶観光上陸の許可」を加える。

第七十條第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第七号中「寄港地上陸の許可」の下に、「船舶観光上陸の許可」を加え、同項第七号の二を同項第七号の三とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第十四條の二第九項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に出国しないもの

第七十二條第二号を次のように改める。

二 船舶観光上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る指定旅客船が寄港する本邦の出入国港において下船した後当該出入国港から当該指定旅客船が出港するまでの間に帰船することなく逃亡したもの

第七十二條第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の三を第六号とし、第三号の二を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十二條第六項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がななくて呼出しに応じないもの

第七十三條の二第二項第三号中、「第七号の二」を「から第七号の三まで」に改める。

第七十七條第二号中「若しくは第五項」を「から第七項まで若しくは第九項前段に改める。

別表第一の二の表中

投資・経営

本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理にこれら事業の経営を開始した外国人(外国法人に同じ)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上とされている事業の経営若しくは管理に従事する活動

を

高度専門職

経営・管理

一 高度の専門的な能力を有する人材として法者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する研究又は経済の発展に寄与することが見込めるイ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関と指導若しくは教育をする活動又は当該活動業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦において研究、研究の指導若しくは教育をするイ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関とくは人文科学の分野に属する知識若しくは動又は当該活動と併せて当該活動と関連するハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関にを行い若しくは当該事業の管理に従事する活動と関連する事業を自ら経営する活動二 前号に掲げる活動を行つた者であつて、そのものとして法務省令で定める基準に適合するイ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究活動ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自ずる知識又は技術を要する業務に従事するハ 本邦の公私の機関において貿易その他のの管理に従事する活動二 イからハまでのいずれかの活動と併せての項までの下欄に掲げる活動又はこの表の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務項の下欄に掲げる活動(イからハまでのい本邦において貿易その他の事業の経営を行い又動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げうことができないこととされている事業の経営く)。

務省令で定める基準に適合するする活動であつて、我が国の学まれるもの

の契約に基づいて研究、研究のと併せて当該活動と関連する事邦の公私の機関との契約に基づ活動

の契約に基づいて自然科学若し技術に要する業務に従事する活る事業を自ら経営する活動

において貿易その他の事業の経営活動又は当該活動と併せて当該

の在留が我が国の利益に資するものが行う次に掲げる活動

研究、研究の指導又は教育をする

然科学又は人文科学の分野に属活動

事業の経営を行い又は当該事業

行う一の表の教授の項から報道法律・会計業務の項、医療のの項、興行の項若しくは技能のずれかに該当する活動を除く)

は当該事業の管理に従事する活る資格を有しなければ法律上行又は管理に従事する活動を除

技術・人文知識・国際業務

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く)。

に改め、同表技術の項を次のように改める。

別表第一の二の表人文知識・国際業務の項を削り、同表企業内転勤の項中「この表の技術の項又は人文知識・国際業務の項」を「この表の技術・人文知識・国際業務の項」に改め、同表興行の項中「この表の投資・経営の項」を「この表の経営・管理の項」に改める。

別表第一の四の表留学の項中「高等部の下に、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部を加える。
別表第一の五の表特定活動の項を次のように改める。

特定活動

法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

目次中「第九条を」を「第九条の二」に改める。

第九条第四項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、「受けた者」の下に「(同項第一号ハに該当するものとして登録を受けた者にあつては、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持している者に限る。)」を加え、同条第七項第一号を次のように改める。

一次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ 第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者

ロ 第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者

ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1) 本邦に再び上陸するに当たり、本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行うおとする者であること(イに該当する者を除く。)

(2) 第一項、第十条第八項若しくは第十条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上

であること。

(3) 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は第五十五条の三第一項の規定による出国命令により出国したことがないこと。

(4) その他出入国の公正な管理に必要なものとして法務省令で定める要件に該当する者であること。

第九条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「次条第八項」を「第十条第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「次条」を「第十条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 入国審査官は、次条第一項又は第八項の規定により交付を受けた特定登録者カードを所持する外国人について前項の規定による記録をする場合には、当該外国人について短期滞在の在留資格及び在留期間を決定し、当該特定登録者カードにその旨を明示しなければならぬ。

第三章第一節中第九条の次に次の一条を加える。

(特定登録者カード)
第九条の二 法務大臣は、前条第八項第一号ハに該当する外国人について同項の規定による登録をする場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、特定登録者カードを交付させる

ものとする。

2 特定登録者カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域

二 特定登録者カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

3 特定登録者カードには、法務省令で定めるところにより、前条第八項の規定による登録をした外国人の写真を表示するものとする。

この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該外国人から提供された写真を利用することができる。

4 前二項に規定するもののほか、特定登録者カードの様式その他特定登録者カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項及び第三項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特定登録者カードに電磁的方式により記録することができる。

6 特定登録者カードの有効期間は、その交付の日から起算して三年を経過する日又は当該特定登録者カードの交付を受けた外国人が所持する旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日が経過するまでの期間とする。

7 特定登録者カードの交付を受けた外国人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、特定登録者カードの再交付を申請することができ。

一 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失つたとき。

二 特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第五項の規定による記録が毀損したとき。

8 法務大臣は、前項の規定による申請があつ

た場合には、入国審査官に、当該外国人に対し、新たな特定登録者カードを交付させるものとする。この場合における第六項の規定の適用については、同項中「その交付の日」とあるのは「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人に対し第一項の規定により特定登録者カードが交付された日」と、「当該特定登録者カードの交付を受けた外国人」とあるのは「当該外国人」とする。

第十条第一項中「前条第五項」を「第九条第六項」に改め、同条第九項中「前条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第二十二條の四第一項第一号中「含む」の下に「次号において同じ」を加える。

第二十三條第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第九条第五項の規定により短期滞在の在留資格及び在留期間を決定された者 特定登録者カード

第二十三條第三項中「乗員手帳」の下に「特定登録者カード」を加える。

第五十九條の二第二項中「交付」の下に「第九条第八項の規定による登録(同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。)」を加える。

第六十七條の二中「外国人は」の下に「第九条の二第一項若しくは第八項の規定により特定登録者カードの交付を受け」を加える。

第七十六條第二号中「乗員手帳」の下に「特定登録者カード」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中出入国管理及び難民認定法第五十条に一項を加える改正規定及び同法第五十

九条の二第一項の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中出入国管理及び難民認定法の目次及び第六條第一項ただし書の改正規定、同法第十四条の次に一條を加える改正規定、同法第十五条第六項、第二十三條第一項及び第二十四條の改正規定、同法第四章第四節中第二十六條の二の次に一條を加える改正規定並びに同法第五十七條、第五十九條第一項、第六十一條の二の四第一項第二号、第七十條第一項、第七十二條、第七十三條の二第二項第三号、第七十七條第二号及び別表第一の四の表

留学の項の改正規定並びに附則第四条及び第七條の規定並びに附則第八條のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「及び第六項」の下に、「第十四條の二第四項」を加える改正規定 平成二十七年一月一日

三 第二条の規定及び附則第八條(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退去強制に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧入管法」という。)第二十四條第四号イに規定する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前の例による。

(在留資格に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営の在留資格をもつて在留する者は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新入管法」という。)別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもつて在留する者とみなす。この場合において、

て、当該在留資格に伴う在留期間は、当該投資・経営の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。
2 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技術又は人文知識・国際業務の在留資格をもつて在留する者は、新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の在留資格をもつて在留する者とみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該技術又は人文知識・国際業務の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下この項において「旧在留資格」という。)をもつて在留する者は、新入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格(以下この項において「新在留資格」という。)をもつて在留する者とみなす。この場合において、新在留資格に於て行うことのできた活動又は旧在留資格に於て行うことのできた活動とし、新在留資格に伴う在留期間は旧在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

4 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の投資・経営、技術若しくは人文知識・国際業務の在留資格又は旧入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者が旧入管法第十九條第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前三項の規定によりみなされる新入管法の在留資格について受けた新入管法第十九條第二項の許可とみなす。この場合において、旧入管法第十九條第二項の規定に基づき付された条件は、新入管法第十九條第二項の規定に基づき付された条件とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動のうち次の各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもつて在留する者であつてその後引き続き本邦に在留するものは、新入管法第二十條の二第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)への変更を受けることができる。この場合において、新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号中「前号に掲げる活動」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第三條第五項各号に掲げる活動」とする。

一 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動

二 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

三 本邦の営利を目的とする法人若しくは法律上資格を有する者が行うこととされている法律若しくは会計に係る業務を行うための事務所の経営若しくは管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動
(在留資格認定証明書に関する経過措置)
第四条 法務大臣は、施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて次の各号に掲げる活動を行うものとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、当該各号に定める在留資格に係る在留資格認定証明書を交付することができる。
一 新入管法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに掲げる活動

同表の高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)

二 新入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動 同表の経営・管理の在留資格
三 新入管法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 同表の技術・人文知識・国際業務の在留資格
(罰則に関する経過措置)
第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)
第七条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「第十四條第一項」の下に「第十四條の二第一項若しくは第二項」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。
別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第七條の二第一項」の下に、「第九條の二第一項及び第八項」を、「及び第六項」の下に、「第十四條の二第四項」を加える。

同表の高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)

理 由

我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 現在「特定活動」の在留資格を付与している高度の専門的な能力を有する外国人材を対象とした新たな在留資格「高度専門職（第一号）」を設けるとともに、この在留資格をもつて一定期間在留した者を対象とした、活動制限を大幅に緩和し在留期間が無期限の在留資格「高度専門職（第二号）」を設けること。

2 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可の制度等を設けること。

3 自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、頻繁に来日し、我が国に短期間滞在する外国人のうち、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ないと認められて登録されたものに拡大し、その外国人の上陸許可の証明を省略できるようにするとともに、上陸許可の証明に代わる上陸許可の証明手段を設けること。

4 在留資格「投資・経営」の対象に、日系企業

における経営・管理活動を追加し、名称を「経営・管理」に改めること。

5 在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の区分を廃止し、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」を設けること。

6 在留資格「留学」の対象に、小学校及び中学校等において教育を受ける活動を追加すること。

7 外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録の報告を求めることができる規定を設けること。

8 入国管理局職員に再入国許可及び同許可の取消しに係る調査権限を付与する規定を設けること。

9 入国管理局職員に退去強制令書の執行に関して公務所又は公私の団体に照会する権限を付与する規定を設けること。

10 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、8及び9については公布の日から、2、6及び7については平成二十七年一月一日から、3については公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十六年五月二十八日

法務委員長 江崎 鐵磨

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院規則の一部を改正する規則案

右の議案を提出する。

平成二十六年五月二十九日

提出者

議院運営委員長 逢沢 一郎

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条第一号4を同号5とし、同号3を同号4とし、同号2を同号3とし、同号1の次に次のように加える。

2 人事院の所管に属する事項

第九十二条第二号3を削る。

附 則

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

理 由

内閣人事局の設置に伴い常任委員会の所管事項に関する規定を整備する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号 独立行政法人国立印刷局

電 話 03
(3587)
4294

定 価 本号一部 二二六円
(本体) 二二〇円